官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針（経済産業一四九）　一
〔その他告示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三〇〇、三〇二、三〇三、三〇五）　六
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同三〇一）　七
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三〇四）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一〇七）　九
○道路に関する件（沖縄総合事務局二四、二五）　九
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
基本測量関係事項公告（国土交通省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定・懲戒処分、弁理士登録関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効・失効の取消、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　三四
会社その他
会社決算公告　三五

法規的告示

○経済産業省告示第百四十九号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。）第三条第一項の規定に基づき、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（令和七年経済産業省告示第百六十九号）の全部を次のように改正し、令和八年十一月九日から適用することとしたので、同条第四項の規定により公表する。

令和八年十一月九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針

本指針は、商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所（以下「商工会等」という。）が小規模事業者（エッセンシャルサービス提供事業者を含む。以下同じ。）の経営の改善発達の支援に関する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものである。

第一　小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）第十三条に基づく小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）及びその後の政策検討を踏まえ、経営をめぐる環境の変化を小規模事業者の「稼ぐ力」を高める好機と捉え、従来型のビジネスモデルを見直し、小規模事業者の特性、強みを踏まえ、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により見込まれる新たな需要の獲得を行うとともに、そのような需要を見据えたデジタル技術・サービスの活用等を含む経営リテラシーの向上を図るよう支援を実施する必要がある。

さらに、労働供給制約の深刻化により、地域経済を支える人材の確保が一層困難となる中、多様な小規模事業者の持続的な発展や成長を実現するためには、それぞれの小規模事業者が果たす役割や成長段階に応じたきめ細かな支援が重要となる。このため、「地域を支え持続的発展及び賃上げを目指す事業者への支援」や「成長志向の事業者の創出」等の支援として、その方向性を明確にしていく必要がある。

また、こうした小規模事業者の経営の自走化のためには、特に小規模事業者にとって身近で重要な存在である商工会等による手厚い支援が重要であり、その支援の質の向上、業務効率化、広域的な支援体制の構築、プッシュ型の働きかけに向けた支援体制の整備、支援機関間連携に加え、支援実績の評価・スコアリング、関係地方公共団体への支援充実に向けた働きかけを促進する必要がある。併せて、小規模事業者の支援体制の強化のため、経営指導員の能力向上に向けた研修の充実や専門家等によるサポートの強化、生成ＡＩを活用したノウハウ・知見の共有の仕組みの整備等の具体的な措置を講じていく必要がある。

そして、近年、頻発化・激甚化する自然災害はもとより、感染症、サイバー攻撃等による被害の軽減や早期の復旧を図るため、小規模事業者の事業継続力の強化を促していく必要がある。

なお、特に小企業者（小規模企業振興基本法第二条第二項に規定するおおむね常時使用する従業員の数が五人以下の事業者をいう。以下同じ。）の支援に当たっては、小企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう特段の配慮を払う必要がある。

1. 経営改善普及事業の内容

経営改善普及事業は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

(1) 金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、事業継続力強化、起業・創業、価格転嫁・取引適正化、経営の発達、経営革新、事業の円滑な承継又は事業の継続が見込まれない場合の円滑な廃止その他各種制度（国の各府省庁、地方公共団体及び民間事業者のものを含む。以下同じ。）も活用しつつ行う経営に関するきめ細かな指導及びあっせん等

(2) 小規模事業者の経営の改善発達に資する地域経済の活性化又は商工業の振興に関する事業の実施、協力又は指導

(3) 経営、技術、各種制度等に関する情報又は資料の収集及び提供

２．経営改善普及事業の実施に当たって留意すべき点

商工会及び商工会議所は経営改善普及事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

⑴　関係する地方公共団体や支援機関と連携し、地域の特性や産業ビジョンを踏まえた事業が実施できる支援体制を構築すること。

⑵　地域の特性や産業ビジョン等に応じて、広域的な支援を行うことが効果的である場合には、複数の商工会若しくは都道府県商工会連合会、商工会議所若しくは商工会議所を構成員とする団体、関係する地方公共団体又は支援機関と連携し、当該事業を実施できる広域的な支援体制を構築すること。

⑶　より一層きめ細かな支援を行うため、地域の特性等に応じ、持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者に対する経営管理能力の高度化に向けた支援や、成長志向の小規模事業者の創出に向けた支援等を重点的に推進すること。

⑷　小規模事業者をめぐる新たな経営環境に対応するため、個別相談指導、地域振興のための事業の実施及び後継者育成等人材能力開発の推進等を図るとともに、指導ニーズの高度化・多様化等に対応するため、専門指導体制の整備、専門的ノウハウ等を有する支援機関等の幅広い知見を活用し、きめ細かな支援等を行うことで、経営改善普及事業の効果を高めるよう配慮すること。

⑸　商工業が一般的に市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を一つの経済圏として発達していることを踏まえ、地方公共団体からの予算措置を活用しつつ、特にその地区を管轄する地方公共団体と調和した経営改善普及事業を実施すること。

⑹　経営改善普及事業は、原則として商工会又は商工会議所の当該地区内（広域的な支援体制を構築する場合は、関係する複数の商工会又は商工会議所の当該地区内）の小規模事業者を対象とすること。

⑺　経営改善普及事業を担当する職員がその事業に専念することができるよう、他の役職員による支援、一般職員の設置、広域指導センターの活用、情報ネットワークの活用等事業環境の整備及び外部専門家（支援機関や金融機関等のＯＢ人材を含む。）の活用強化を図ること。

⑻　個別の相談・指導の実施に際して知り得た小規模事業者の営業上の秘密を保持することについては、道義上及び法令上の責任であり、また、事後の経営改善普及事業の円滑な実施の大前提でもあることから、その保持を厳守すること。

⑼　単一の商工会及び商工会議所の地区内に限らず、広域的な連携による事業・事務の集約、管理者層のＯＪＴ能力向上のためのマネジメント研修の拡充、支援に係るナレッジ・ノウハウの蓄積・共有、生成ＡＩやＲＰＡ（Robotic Process Automation。ソフトウェア等による定型業務の自動化をいう。以下同じ。）等のデジタルツールや公的機関等が提供する支援ツールの活用等を行い、支援の質の向上や業務効率化を図ること。

⑽　支援機関間連携については、地方公共団体のリードのもと進めることが期待されているが、その中でも、支援機関のプッシュ型の働きかけとして、従来の巡回指導に加え、商工会等が行う支援や、国や地方公共団体、支援機関の支援施策に係る情報、小規模事業者の事業活動に影響を与える国等の制度に係る情報、優良な取組や支援事例に係る情報等について、地方金融機関や若手専門家、ＯＢ人材の活用、電話やメール、インターネット（ＳＮＳや動画サイトを含む。）、マスメディア、地方紙広告や事業者導線における広告（ターゲティング広告を含む。）などの広報媒体等の多種多様な手法を活用し、必要な情報が地域の小規模事業者に十分に行き渡るようにすること。また、フリーランスや店舗を持たない事業主体に対する情報提供にも努めること。

第二　近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項

商工会及び商工会議所は、小規模事業者が経営に必要なリテラシーを高め、自ら策定した経営戦略に基づく取組を実施し、自律的に経営管理を実施できるよう、経営改善指導をするに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。また、小規模事業者の経営戦略の策定を促すため、各種支援策を活用すること。

１．先ずは小規模事業者が金融、会計、税務等に関する基礎的な知識を有する状態に加え、帳簿の整理等を通じて経営に係る情報を参照できる状態となるよう支援すること。

２．経営改善指導は、記帳の代行等が目的ではなく、電子帳簿、電子取引、電子契約、電子申告等に対応したソフトウェアやクラウドサービスの活用も含め、小規模事業者が自社の経営管理として自律的かつ継続的に実施できる環境の整備を支援すること。

３．金融、会計、税務のほか、経営戦略、労務管理、知的資産、知的財産、デジタル等の経営管理に係る経営者のリテラシーの向上を支援すること。さらに、生成ＡＩの活用方法に加え、決済・会計クラウドサービス、人材マッチングサービス、業務代行サービスの活用方法といった業務効率化、生産性向上に資するリテラシーの向上のための支援が必要とされている点を考慮すること。

４．省力化投資やデジタルツールの活用等を含め、労働環境の整備、人材の確保・育成、業務効率化及び生産性向上に関する支援を行うこと。

第三　事業継続力強化に寄与する情報の提供等に関する事項

商工会及び商工会議所が行う経営改善普及事業のうち、事業継続力強化に寄与する小規模事業者への情報の提供等の事業継続力強化支援事業（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する事業継続力強化支援事業をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

⑴　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に基づく都道府県地域防災計画及び同法第四十二条第一項に基づく市町村地域防災計画を踏まえて、商工会又は商工会議所の地区を所管する市町村（以下「関係市町村」という。）と共同して事業継続力強化支援計画（法第五条第一項に規定する事業継続力強化支援計画をいう。以下同じ。）の策定及び見直しを行うこと。

⑵　事業継続力強化支援計画の作成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係市町村の商工行政及び防災行政と連携し、事前に都道府県と相談した上で、関係市町村の地域防災計画等を踏まえた内容とすること。

１．事業継続力強化支援の内容

事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

⑴　地区内の小規模事業者の事業継続力強化の取組状況等の把握

⑵　地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起

⑶　損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供

⑷　地区内の小規模事業者に対する事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。以下同じ。）及び連携事業継続力強化計画（同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。以下同じ。）並びに事業継続計画（ＢＣＰ）の策定のための普及啓発

⑸　地区内の小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画並びに事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及び見直しに関する指導及び助言

⑹　地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施

⑺　地区内の小規模事業者にとって必要な事業継続力強化に関する知見の共有

2. 事業継続力強化支援計画の内容
商工会又は商工会議所は事業継続力強化支援計画を策定するに当たっては、以下の点を踏まえる必要がある。
(1) 目標の設定
ア. 関係市町村の地域防災計画等を踏まえ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、地域経済やサプライチェーンの機能維持を意識した目標を設定すること。
イ. 経営指導員等（法第五条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。以下第三において同じ。）の人員体制から実現可能な目標であること。
(2) 実施期間
ア. 自ら設定した(1)の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めること。
イ. 事業継続力強化は自然災害等の最新の発生予測や事業継続力強化に関する最新の知見を基に実施される必要があることから、関係市町村の地域防災計画の修正状況等も踏まえつつ、実施期間中であっても定期的に必要な見直しを行うこと。
(3) 実施体制
ア. 事業継続力強化支援を行う必要がある小規模事業者の状況を、商工会又は商工会議所の地区を管轄する都道府県及び関係市町村と共有し、当該都道府県及び当該関係市町村の商工行政や防災行政と連携すること。
イ. 支援体制の構築に当たっては、経済圏や地理的条件が複数の市町村にまたがって存在する場合や、複数の商工会又は商工会議所が、共同で支援を行うことでより効果的な支援が可能となる場合には、より効率的な支援が実施できるよう広域的な支援体制を構築すること。その際、小規模事業者や関係機関等から入手した法人情報や個人情報の取扱いについて、必要な配慮を行うこと。
ウ. 事業継続力強化支援事業の実施に当たっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築すること。その際、小企業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮すること。
エ. 具体的な取組の企画・実行や目標の設定・達成に向けた進捗管理を行う責任者として、経営指導員（法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。）を選定するとともに、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに設置すること。ただし、広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合においては、広域経営指導員（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号。以下「施行規則」という。）第二条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下第三において同じ。）を商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会等に設置すること。
オ. 広域経営指導員を設置する場合においては、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせるものとすること。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会又は商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会又は商工会議所に積極的に展開すること。
①商工会又は商工会議所における事業継続力強化支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行
②①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進
③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言
カ. 事業継続力強化支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築すること。
キ. 関係市町村における独自の施策により商工会又は商工会議所の負担の増加が見込まれる場合は、当該関係市町村に対して、担当する職員の追加配置等の必要性を説明し、協力を求めること。
ク. 経営指導員等のリテラシー向上のために、商工会等が実施する内部の研修や中小企業大学校における研修等（学習プラットフォームを活用した研修等による補完を含む。）を受講させることで必要な学習機会を提供するとともに、そのための体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努め、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。
(4) 商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携
ア. 事業継続力強化支援計画を効果的かつ適切に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、よろず支援拠点、金融機関、保険会社、他の支援機関、公益法人、ＮＰＯ、専門家、地域の大企業及び中小企業等とも連携し、各地区における小規模事業者の事業継続力強化の状況等に関して情報交換を行うとともにプッシュ型の働きかけによる伴走支援モデル事業の創出を通じてネットワーク構築及び支援機能の強化に努めること。
イ. 連携する者それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにすること。
ウ. 小規模事業者が他社と連携して実施する、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害等発生後に相互に代替生産を行うといった扶け合いや協業の取組について、必要に応じて複数の商工会又は商工会議所が連携して取り組むこと。

第四

1. 経営発達支援の内容
経営発達支援は、主として以下の各項目に掲げる、商工会又は商工会議所が実施する事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（経営管理能力の高度化や経営改革、業務効率化、生産性向上、人材の育成・確保、起業・創業及び事業承継等を伴う事業を含む。）とする。
(1) 小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員又は財産等の経営資源の内容、財務の内容その他の経営状況の分析
(2) 経営状況の分析結果に基づき、需要を見据えた事業計画を策定又は見直しをするための指導及び助言、当該事業計画に従って行う事業の実効性向上に必要な指導及び助言
(3) 小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向や各種調査を活用した地域の経済動向、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により新たに喚起・獲得し得る需要に関する情報の収集、整理、分析及び提供
(4) 小規模事業者が事業計画に従って行う需要の開拓に寄与することを目的としたＳＮＳやプレスリリース等の広報手法、商談会や展示会等を用いたブランド形成・マーケティング、需要の開拓、電子商取引等の活用手法の教授

２．経営発達支援計画の内容

商工会又は商工会議所は、経営発達支援計画を策定するに当たっては、以下の点を踏まえる必要がある。

(1) 目標の設定

ア．関係市町村の産業ビジョン等を踏まえ、小規模事業者を支援することによる地域経済の活性化への裨益、地区内の小規模事業者の長期的な振興を意識し、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により新たに喚起・獲得し得る需要規模を見据えつつ、重点的に経営発達支援を行うべき業種やエリア、小規模事業者を具体的に想定した目標を設定すること。併せて、地域の実情に応じて、持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者への経営管理能力の高度化に向けた支援又は成長志向の小規模事業者を創出するための支援に係る具体的な目標についても設定すること。

イ．経営指導員等（法第七条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する商工会及び商工会議所の職員をいう。以下第四において同じ。）の人員体制から実現可能な目標であること。

(2) 実施期間

ア．自ら設定した(1)の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めること。

イ．関係市町村の産業ビジョン等の改訂状況も踏まえつつ、実施期間中であっても定期的に必要な見直しを行うこと。

(3) 実施体制

ア．地域経済の課題及び経営発達支援を行う小規模事業者の状況を、商工会又は商工会議所の地区を管轄する都道府県及び関係市町村と共有し、当該都道府県及び当該関係市町村の商工行政や都市計画等と連携すること。

イ．支援体制の構築に当たっては、経済圏が複数の市町村にまたがって存在する場合や、複数の商工会又は商工会議所が、共同で支援を行うことでより効果的な支援が可能な場合は、より効率的な支援が実施できるよう広域的な支援体制を構築すること。その際、小規模事業者や関係機関等から入手した法人情報や個人情報の取扱いについて、必要な配慮を行うこと。

ウ．小規模事業者に対して支援を行うに当たっては、その支援に係る拠点機能を強化しつつ、その経営の自走化を目指し、事業計画の策定、進捗の確認、効果検証、継続的な経営に係る指導及び助言を実施する仕組みを構築すること。その際、小企業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮すること。

エ．具体的な取組の企画・実行や、目標の設定、達成に向けた進捗管理、効果検証等を行う責任者として、経営指導員（法第七条第五項に規定する経営指導員をいう。）を選定するとともに、小規模事業者の経営発達支援を行う経営指導員等を小規模事業者ごとに設置すること。ただし、広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合においては、広域経営指導員（施行規則第七条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下第四において同じ。）を商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会等に設置すること。

オ．広域経営指導員を設置する場合においては、地域の実情に応じて、主として以下の各項目に掲げる業務を行わせるものとすること。なお、その業務を行わせるに当たっては、他の商工会又は商工会議所における先進的な取組を参考にするとともに、広域経営指導員の業務に関する先進的取組を他の商工会又は商工会議所に積極的に展開すること。

①商工会又は商工会議所における経営発達支援計画（二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して策定する同計画又は複数の同計画を含む。）の策定、管理及び実行

②①の実施に当たって、必要となる複数の商工会又は商工会議所、地方公共団体及び他の支援機関との円滑な連携の促進

③他の経営指導員に対する効果的かつ適切な指導及び助言

カ．経営発達支援計画の実施状況については、定量的な指標をもって把握し、評価を行う仕組みを構築すること。また、法第十一条第二項に基づく認定経営発達支援計画に係る経営発達支援事業の実施状況の報告事項として、伴走支援の成果となる支援した事業者の売上や粗利、付加価値額等の複数年間の状況を把握するとともに、小規模事業者が活用可能な補助金の申請に係る支援件数及び採択件数並びに広域経営指導員の人数などの各施策に係る件数に関しても把握すること。併せて、関係する都道府県に経営指導員等の人件費や商工会館の施設整備費等の事業費の必要性について説明し、協力を求めていく必要があるため、商工会及び商工会議所における伴走支援の効果に係る評価・スコアリングの仕組みの構築・運用について、中小企業庁と都道府県商工会連合会若しくは全国商工会連合会又は日本商工会議所と連携し、伴走支援の効果に係る情報提供など必要な協力を行うこと。

キ．関係市町村における独自の施策により商工会又は商工会議所の負担の増加が見込まれる場合は、当該関係市町村に対して、担当する職員の追加配置等の必要性を説明し、協力を求めること。

ク．経営指導員等のリテラシー向上（生成ＡＩをはじめとする最新・有用なデジタルツールやサービスの活用、ブランディング戦略、ＳＮＳ活用などの広報戦略、知的財産の保護、起業・創業、事業承継等）のために、商工会等が実施する内部の研修や中小企業大学校における研修等（学習プラットフォームを活用した研修等による補完を含む。）を受講させることで必要な学習機会を提供するとともに、そのための体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努め、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。

(4) 商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携

ア．経営発達支援計画を地域全体で一体的に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、よろず支援拠点、地域の金融機関、他の支援機関、公益法人、ＮＰＯ、専門家、地域の大企業及び中小企業等と連携し、支援ノウハウ等に関して情報共有及び意見交換を行うとともにプッシュ型の働きかけによる伴走支援モデル事業の創出を通じてネットワーク構築及び支援機能の強化に努めること。

イ．連携する者それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにするものとする。

ウ．小規模事業者が他社と連携して実施する、営業協力や共同調達といった扶け合い・協業、持ち株会社化による事務集約といった事業引継ぎ（特に、商工会又は商工会議所の役員企業等による引継ぎ）や戦略立案の高度化といった生産性向上に資する取組について、必要に応じて複数の商工会又は商工会議所が連携して取り組むこと。

(5) その他経営発達支援計画の実施に当たって特筆すべき事項

ア．持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者への経営管理能力の高度化に向けた支援

①持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者の原価や収益、資金繰りの把握等の基礎的な経営リテラシーの向上や経営管理能力の高度化を図るために、以下の取組により支援すること。

ⅰ．従前の補助金申請時の経営計画策定に加え、プッシュ型による小規模事業者への働きかけの強化により、商工会や商工会議所の伴走支援のもと、資金繰り表の作成・活用や経営計画の策定・実行を通じて、「稼ぐ力」の源泉としての経営リテラシーの向上を図ること。

ⅱ．商工会・商工会議所の青年部・女性部の勉強会等を「学び合い・扶け合いの場」として改めて位置づけ、専門家や広域経営指導員又は経営指導員等による支援のもと、資金繰り表の作成や経営計画の策定、原価・収益の把握や売価の見直し、価格交渉、ファイナンス、デジタルツール・サービス活用等に関する勉強会等の経営リテラシーを深める取組の奨励・普及に取り組むこと。

②商工会及び商工会議所の地区内における人手不足対応や生産性向上、エッセンシャルサービスの維持を図るために、以下の取組により支援すること。

ⅰ．中小企業組合を含め、事業者間での扶け合いや協業、特に地区内における同業種間に加え、異業種間の事業引継ぎ（地区内のエッセンシャルサービスの同地区内の余力を持つ事業者への引継ぎを含む。）の推進を図ること。

ⅱ．事業者間の地区内連携を進めるため、商工会及び商工会議所の役員等によるリードのもと、商工会及び商工会議所の拠点としての機能、青年部や女性部等の「扶け合い・学び合いの場」におけるネットワークを活かし、積極的な広報による機運醸成、意欲のある事業者の掘り起こし、具体的な合意形成、事業計画、実行に繋げていくこと。

ⅲ．産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百四十条の二十八第一項に基づく生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る支援業務を行う生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関としての同法の認定（変更の認定を含む。）を受けることも念頭に、商工会及び商工会議所の経営指導員等による伴走支援のもとで、エッセンシャルサービスを供給する事業者への重点的な支援（同法における支援策の活用に向けた生活維持物品役務需要減等事業適応計画の策定支援、計画認定後の事業実施に係る伴走支援）や、地区内における事業引継ぎ等の仲介並びに都道府県及び関係市町村も含めた支援体制の構築に向けた助言等を行うこと。

イ．成長志向の小規模事業者を創出するための支援

成長志向の小規模事業者の経営管理能力の高度化と経営改革を図るために、当該小規模事業者が、一定程度の定量的な売上規模や収益に基づいた成長目標を盛り込んだ経営計画を立てることで成長を促すことが重要である。このため、地域に有意な変化をもたらすような既存事業の改善に留まらない成長の核となる事業価値の確立を前提に、挑戦（意識・行動変容）等を促すための仕組みとして、一億円（ただし、飲食業や生活関連サービス業等に関しては、五千万円。）に売上規模を拡大すること等を目指す計画（以下「成長志向の経営計画」という。）を策定した上で、同計画に基づいて目標実現に向けた取組を実施する旨を公表・意思表明すること（以下「宣言」という。）を、以下の観点に基づき、重点的に支援すること。

①「成長志向の経営計画」については、明確な経営理念、現状・課題分析、達成すべき売上高を含む成長目標・シナリオ、その解決のための具体的な達成手段、商工会及び商工会議所その他支援機関等との連携体制の構築等といった要素が求められることから、これらの事項を含む計画が策定されるよう支援すること。

②「成長志向の経営計画」の策定及び宣言に係る支援に当たっては、経営指導員の伴走支援を経たものとすること。

③「成長志向の経営計画」の策定及び宣言に係る支援に当たっては、小規模事業者の抱える経営課題や成長志向の方向性など必要に応じて、よろず支援拠点等の他の支援機関、地域金融機関等の協力を求めること。

④支援する成長志向の小規模事業者が、地域への正の外部性を含む社会的インパクトを創出しながら事業の収益性を担保していく企業（ローカル・ゼブラ企業）の特性を有する場合には、当該小規模事業者による地域課題の解決及び地域経済への波及効果を伴う取組を通じた地域全体の小規模事業者の成長の底上げを促進するため、地域の関係機関との連携の下、それら観点を含む事業構想の具体化、経営計画の策定及び実行等に資する支援を行うこと。

⑤宣言を行った事業者数及び宣言後の「成長志向の経営計画」の実施状況（売上高や粗利、付加価値額等）を把握すること。

ウ．地域の持続的成長に向けた創業支援

産業競争力強化法第百二十七条第一項に基づき市町村が策定する創業支援等事業計画における創業支援を念頭に、商工会及び商工会議所は、創業を行おうとする者又は創業した小規模事業者に対し、創業者の多様な事業特性や成長段階を踏まえつつ、創業が生まれ、創業後の事業が継続・成長していくために、以下の取組により、創業前から創業後までを一体的に支援すること。

①市町村が策定する創業支援等事業計画との整合を図りつつ、関係市町村と創業支援に係る課題や支援対象者の状況等を共有し、支援の方向性や役割分担について十分な連携を行うこと。また、地域において持続的に創業が生まれ、その後の成長が促進されるよう、地方公共団体、地域金融機関、産業競争力強化法に基づく認定連携創業支援等事業者その他の支援機関等と連携し、地域の創業支援体制の構築及び強化に取り組むこと。

②創業時の支援にとどまらず、創業後の事業継続及び成長の実現に向けた伴走支援を行うこと。その際、創業者の事業特性や成長段階を踏まえ、創業計画又は事業計画の策定及び見直し、販路開拓、人材確保、資金調達その他の経営課題への対応を支援するとともに、必要に応じて、よろず支援拠点、地域金融機関、認定連携創業支援等事業者その他の支援機関へつなぐなど、地域の支援ネットワークを活用すること。

③創業者の事例発信、創業を行おうとする者同士や先輩創業者との交流機会の提供、創業者の実践機会の創出（提供）、学校教育等との連携による起業家精神の涵養等を通じて、地域における創業機運の醸成を図るとともに、地域の支援機関や教育機関、地域住民、地域企業等の多様な主体による、創業を生み、育てる環境整備（創業の良質な土壌づくり）にも取り組むこと。

第五　商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業（地域経済の活性化に係るものを含む。）との関係に関する事項

商工会又は商工会議所が、その地区内における商工業の総合的な改善発達のために他の事業を行うに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

1．小規模事業者の経営活動は地域の経済環境と密接な関連を有しており、地域経済の活性化に係る取組（地域のブランド化、地域住民の利便性向上及び地域課題の解決等に係る取組）は新たな需要の喚起・獲得の機会ともなり得ることから、小規模事業者の経営の改善発達はこのような取組と一体となって、あるいは協調して図っていくこと。

2．経営改善普及事業を実施するに当たっては、商工会又は商工会議所が地区内の商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業及び関係市町村が講じる事業と有機的連携を図りつつ実施すること。

第六　商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導及び情報の提供その他必要な支援等に関する事項

1．都道府県商工会連合会が行う商工会指導事業

(1)　都道府県商工会連合会が行う商工会指導は、主として以下の項目に掲げるものとする。

(2)　広域的な視野の下、生成ＡＩやＲＰＡをはじめとするデジタルツールを活用しつつ、個々の商工会又は商工会議所を超える高度・多様な支援に係るナレッジ・ノウハウの蓄積・共有の仕組みの構築を行い、指導力向上・支援業務の効率化を行うとともに、それらナレッジ・ノウハウを活用して、事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の作成、それら計画に基づく事業の実施を積極的に指導し、支援していくこと。また、消費者ニーズの動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供すること。

(3)　商工会指導事業の実施に当たって、広域経営指導員（施行規則第二条第二項及び第七条第二項に規定する広域経営指導員をいう。以下同じ。）に中心的な役割を担わせること。

(4)　広域的な視野の下、各商工会又は都道府県商工会連合会の広域経営指導員及び経営指導員等（法第五条第五項及び第七条第五項に規定する経営指導員並びに経営改善普及事業を担当する商工会又は都道府県商工会連合会の職員をいう。）のリテラシー向上のために、商工会又は都道府県商工会連合会が実施する内部の研修や中小企業大学校における研修等（学習プラットフォームを活用した研修等による補完を含む。）を活用した研修等を受講させることで必要な学習機会を提供するとともに、そのための体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。

(5)　近時における指導ニーズの高度化、多様化に対応して、広域指導センターを拠点とする指導体制による専門的な指導の重要性に鑑み、商工会が行う事業を支援するための各種情報（国や地方公共団体、支援機関の支援施策に係る情報、小規模事業者の事業活動に影響を与える国等の制度に係る情報、優良な取組や支援事例等）の収集・提供体制を整備するとともに、商工会や地方公共団体、他の支援機関と十分な連携を図るよう努めるものとする。

2.　全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う都道府県商工会連合会等指導事業等

全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う都道府県商工会連合会等指導等は、主として以下の項目に掲げるものとする。

(1)　全国商工会連合会又は日本商工会議所は、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所が行う経営改善普及事業に関する指導、経営改善普及事業に関する情報の収集及び提供又は調査研究、体制の補完、全国の事業継続力強化支援事業及び経営発達支援事業における先進事例（広域的な取組を含む。）の共有等の支援を実施すること。

(2)　全国にわたる広域的な視野の下、生成ＡＩやＲＰＡをはじめとするデジタルツールを活用しつつ、個々の商工会又は商工会議所を超える高度・多様な支援に係るナレッジ・ノウハウの蓄積・共有の仕組みの構築を行い、指導力向上・支援業務の効率化を行うとともに、それらナレッジ・ノウハウを活用して、事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の作成、それら計画に基づく事業の実施を積極的に指導し、支援していくこと。また、需要の動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供すること。

(3)　全国にわたる広域的な視野の下、各商工会、都道府県商工会連合会又は商工会議所の広域経営指導員及び経営指導員等（法第五条第五項及び第七条第五項に規定する経営指導員並びに経営改善普及事業を担当する商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所の職員をいう。以下同じ。）のリテラシー向上のために、商工会等が実施する内部の研修や中小企業大学校における研修等（学習プラットフォームを活用した研修等による補完を含む。）を活用した研修等を受講させることで必要な学習機会を提供するとともに、そのための体制整備や自発的な知識習得の促進、有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図ること。

3.　商工会指導事業及び商工会連合会等指導事業の実施に当たって留意すべき点

都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会並びに日本商工会議所は第六1及び2の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

(1)　経営改善普及事業に関し、傘下団体に対する指導を円滑かつ効果的に実施するため、当該傘下団体組織全体の実態把握に努めること。

(2)　周辺の複数の商工会又は商工会議所による広域にわたる経営改善普及事業に対しても十分な指導を行うこと。とりわけ、広域的な事業継続力強化支援事業及び経営発達支援事業については、広域経営指導員が中心となり、他の経営指導員へのサポートや支援ノウハウの共有等を行うことで、商工会及び商工会議所の支援の質の向上や業務効率化につなげること。

(3)　経営指導員等の意欲を向上させるための方策として優良事例のＰＲ等を推進すること。

(4)　指導事業の実施に当たっては、特定の傘下団体に偏らないよう配慮するとともに、都道府県商工会連合会に属する商工会指導員及び全国商工会連合会又は日本商工会議所に属する中央指導員にあっては、絶えず傘下団体の行う経営改善普及事業の実績、効果等の把握に努めること。

第七　その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項

以上のほか、商工会等が小規模事業者の経営の改善発達に関する事業を実施するに当たり、以下の点につき留意する必要がある。

1.　経営改善普及事業を担当する職員の資質の向上

経営改善普及事業を担当する職員は担当する地区内の小規模事業者の実態の把握や指導効果の測定などを行うことにより、自らも経営改善普及事業の具体的な実施方法の改善、指導技術の向上に努めるとともに、国や都道府県、商工会等、中小企業大学校等が実施する研修（学習プラットフォームを活用した研修等による補完を含む。）を積極的に受講し、人事交流等を通じて相互に資質の向上を図ること。

2.　経営改善普及事業の公平性

経営改善普及事業は、主に国及び都道府県からの支援を基に実施されていることに鑑み、行政サービスに類似するものとして、商工会等の会員・非会員を問うことなく行うこと。

3.　国、地方公共団体、関係機関等との関係

(1)　経営改善普及事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであることを踏まえ、その事業の実施に当たっては、商工会等の機能が十分に発揮されるように、都道府県及び関係市町村の理解・協力を得つつ、実施すること。

(2)　経営改善普及事業の実施に必要な経営指導員等の人件費や事業費（施設整備費を含む。）に係る補助について、第四2(3)カで把握した指標・スコアリングなど、適切な根拠とともに、地方公共団体に必要性を説明し、協力を求めること。

(3)　国及び地方公共団体の施策・制度についても積極的に情報収集し、活用するよう努めること。

(4)　地方公共団体の政策の方向性に応じ、事業の実施に際して必要とされるノウハウ等を有する関係機関からも情報収集するとともに、理解、協力が得られるよう努めること。

4.　商工会法及び商工会議所法との関係

商工会又は商工会議所が行う経営改善普及事業は、商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第十一条に規定される商工会の事業又は商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第九条に規定される商工会議所の事業に該当することから、商工会又は商工会議所が経営改善普及事業を行うに当たっては、商工会法又は商工会議所法における関係規定を踏まえつつ、事業を実施すること。

その他告示

○財務省告示第三百号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1410回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第１非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,698,480,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で801,500,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,689,149,152,600円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	798,728,413,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年10月５日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円65銭２厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円65銭４厘２毛
12　償還期限	令和９年１月12日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年10月５日

○財務省告示第三百一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月十三日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1411回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項並びに財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,321,450,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で1,700,000,000,000円、財政法第７条第１項、財政融資資金法第９条第１項並びに特別会計に関する法律第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項の規定に基づき発行した政府短期証券については、額面金額で621,450,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政法第７条第１項、財政融資資金法第９条第１項並びに特別会計に関する法律第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項の規定に基づき発行した政府短期証券について、額面金額で678,500,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,305,380,727,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	673,804,780,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年10月13日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円30銭６厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円30銭８厘
12　償還期限	令和９年４月12日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年10月13日

○財務省告示第三百二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月十三日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1412回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,529,660,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で770,300,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,521,125,422,600円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	767,701,007,800円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年10月13日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円66銭１厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円66銭２厘６毛
12　償　還　期　限	令和９年１月18日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年10月13日

○財務省告示第三百三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月十九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1413回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,529,080,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で770,900,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,520,416,211,300円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	768,258,896,600円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年10月19日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円65銭６厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円65銭７厘４毛
12　償　還　期　限	令和９年１月25日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年10月19日

○財務省告示第三百四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1414回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,686,690,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で513,300,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,659,754,698,600円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	505,102,599,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年10月20日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき98円39銭４厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円40銭３厘
12　償還期限	令和９年10月20日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年10月20日

○財務省告示第三百五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月二十六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月九日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1415回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,547,380,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で752,600,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,538,737,898,800円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	750,046,428,200円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年10月26日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円65銭８厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円66銭７毛
12　償還期限	令和９年２月１日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年10月26日

○九州地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月九日　九州地方整備局長　森下　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号及び二百十三号	佐賀県伏古市大字南字七五六番四から同市大字南字佐分九州河川国道事務局及び同局大河内出張所	佐賀県伏古市大字南字七五六番四から同市大字南字佐分九州河川国道事務局及び同局大河内出張所

供用開始の期日　令和八年十一月九日

○沖縄総合事務局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月九日　沖縄総合事務局長　小八木　大成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県中頭郡北中城村字渡口一〇二番から同字渡口前原四七番九まで	後前	一一八・〇メートル 一七・九メートル	〇・〇キロメートル 三・三メートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所　一〇二・六メートル　五二・三メートル　八八・八メートル

○沖縄総合事務局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月九日　　沖縄総合事務局長　小八木大成

路線名	供用開始の区間
三百二十九号	沖縄県中頭郡北中城村字渡口渡口原一〇二番から同村字渡口前原四七五番一まで

供用開始の期日　令和八年十一月九日

縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月九日　　九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	十号及び二百十三号
(三) 占用を制限する区域	区域	備考
	宇佐市大字南字佐字伏田七五六番四から同市大字南字佐字伏田七五七番一まで	
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。	
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年十一月九日	
(七) 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所	

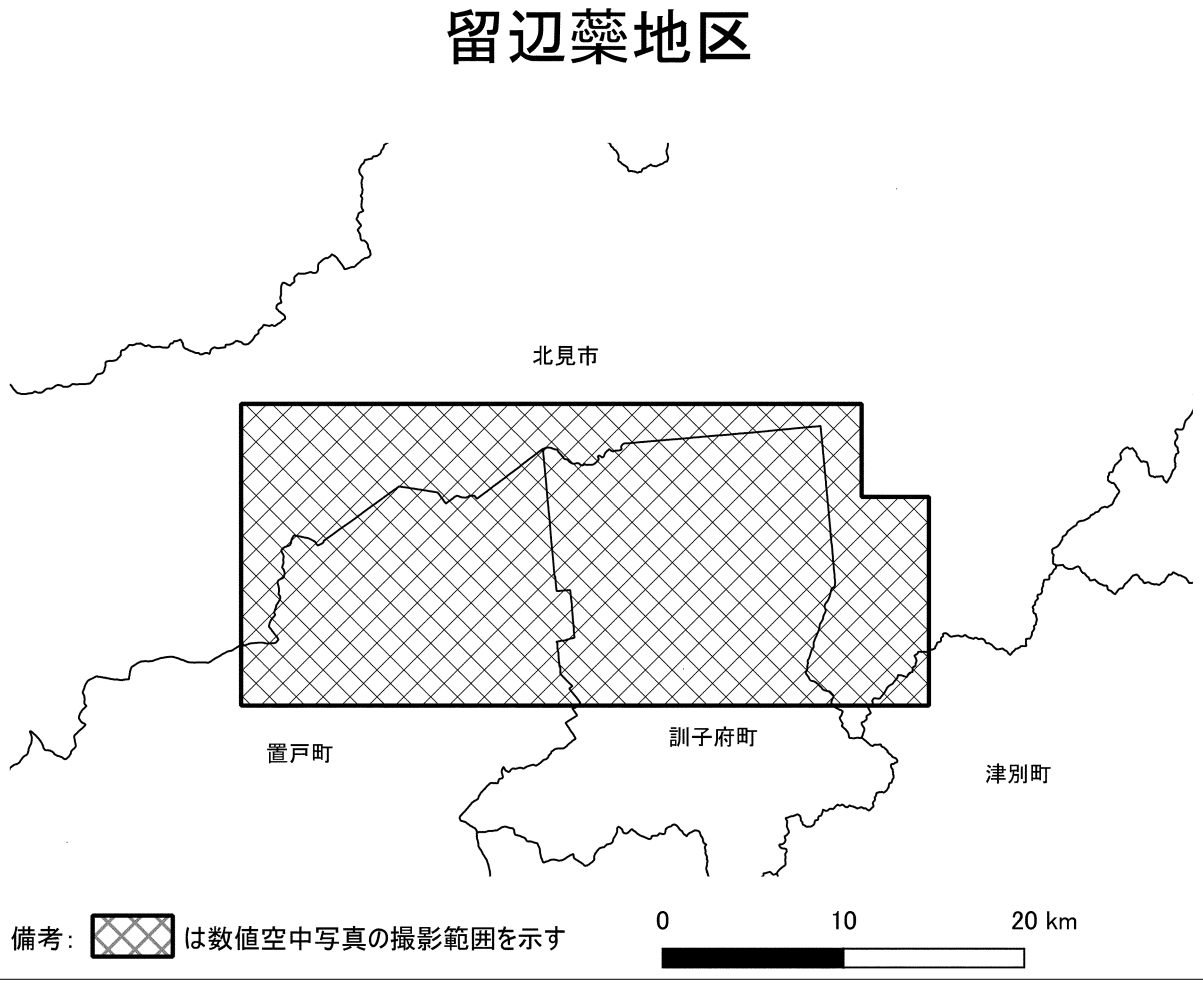
基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

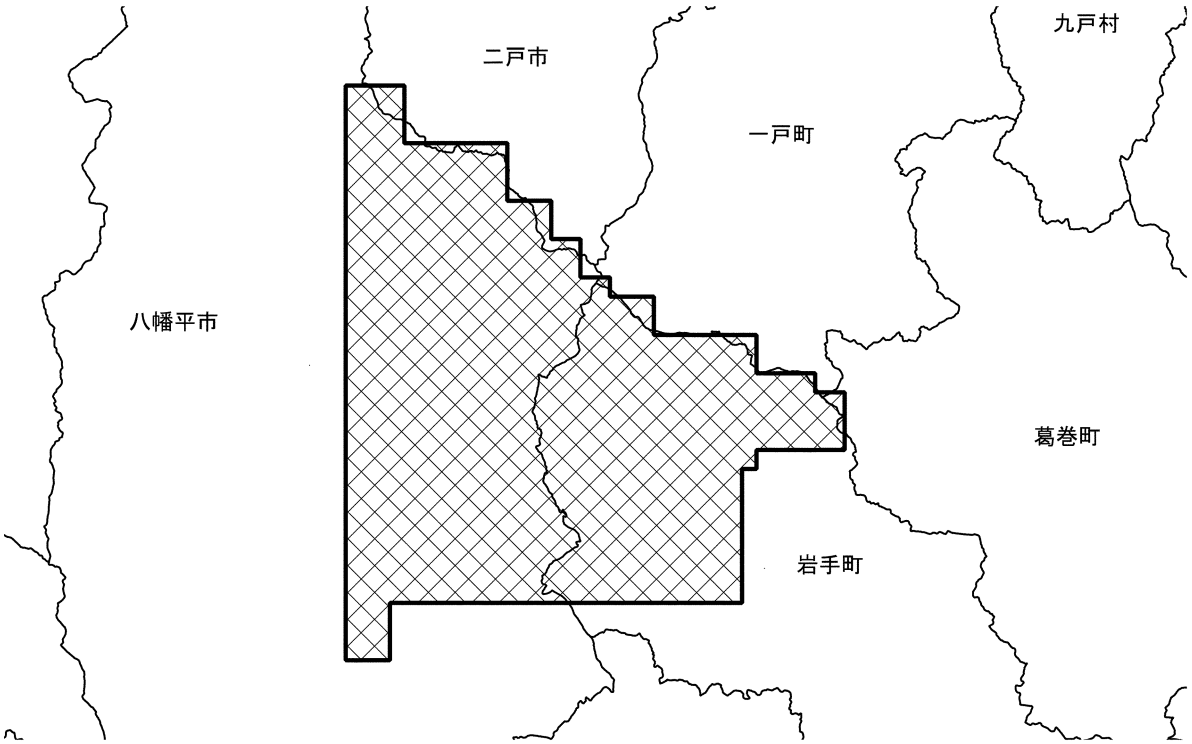
令和８年11月９日　　国土交通大臣　井林　辰憲

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影 摘要
数値空中写真	12cm	令和７年	ＣＨＯ―2025―3	留辺藥	デジタル 357枚
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2025―9	八幡平	〃 482枚
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2025―4	柱島	〃 97枚
〃	〃	令和８年	ＣＳＩ―2025―7	中島	〃 219枚
〃	〃	〃	ＣＳＩ―2025―8	青島	〃 9枚
〃	〃	〃	ＣＯＫ―2025―2	波照間島	〃 77枚

備考　空中写真の刊行日　令和８年11月10日

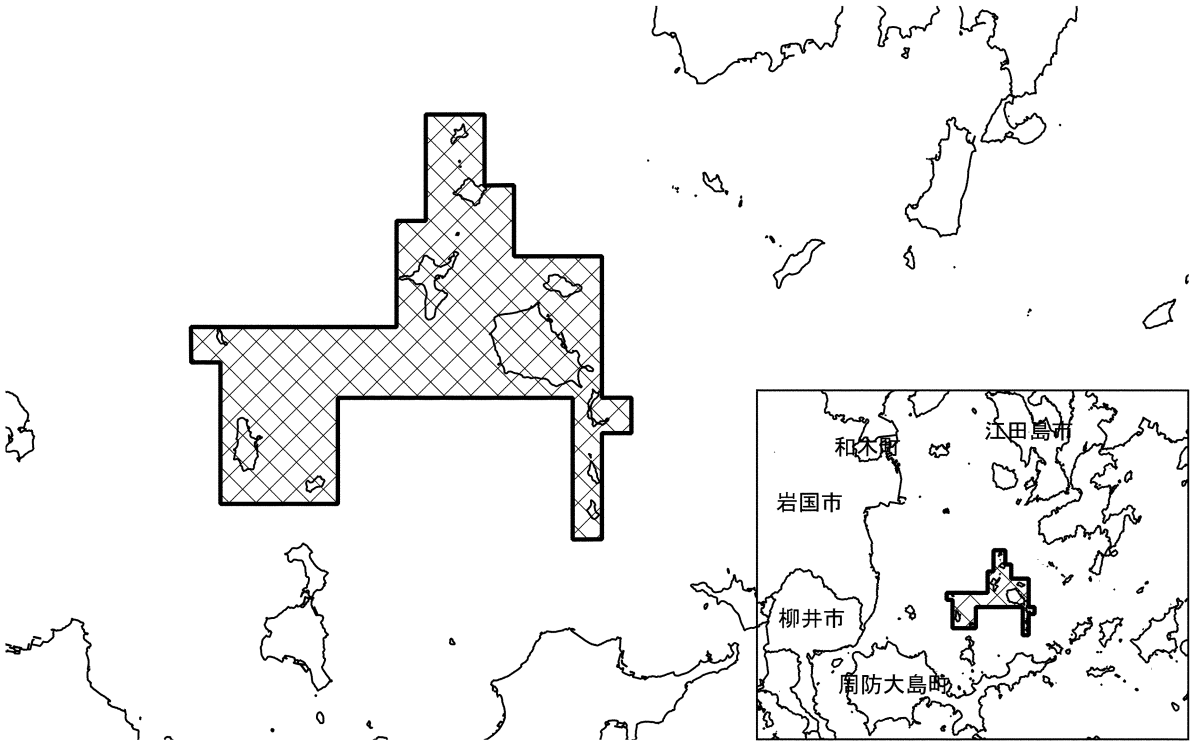


八幡平地区



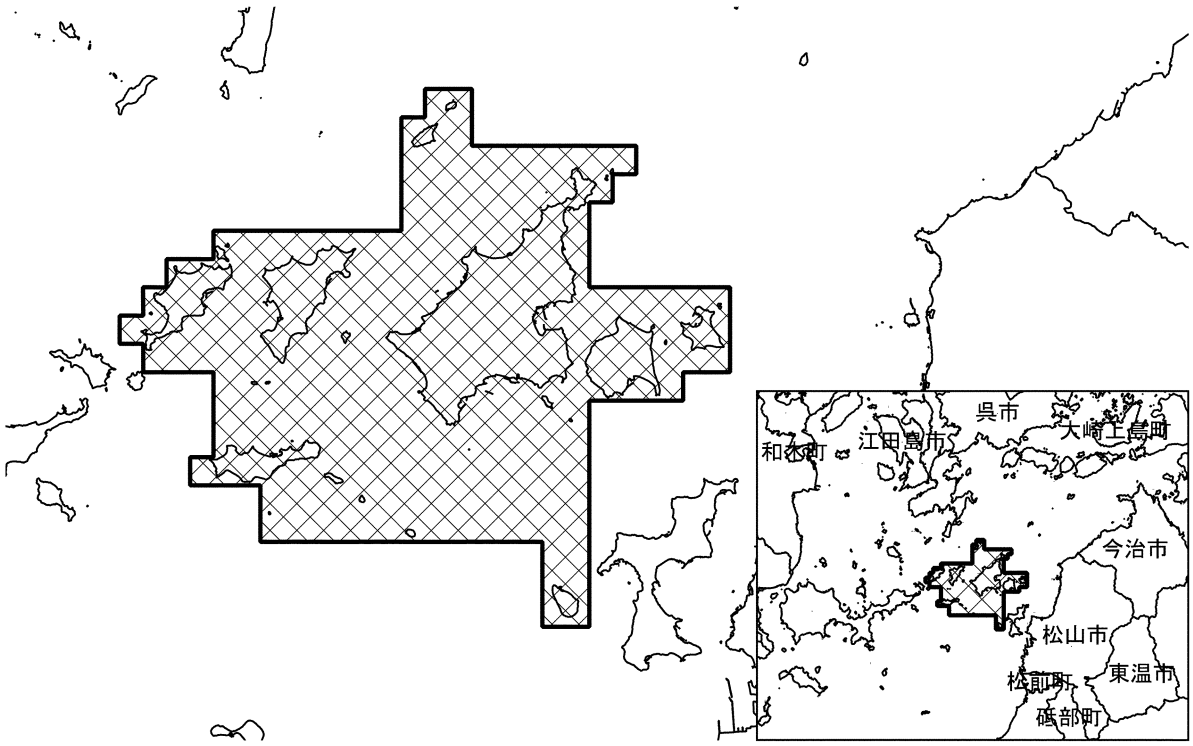
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

柱島地区



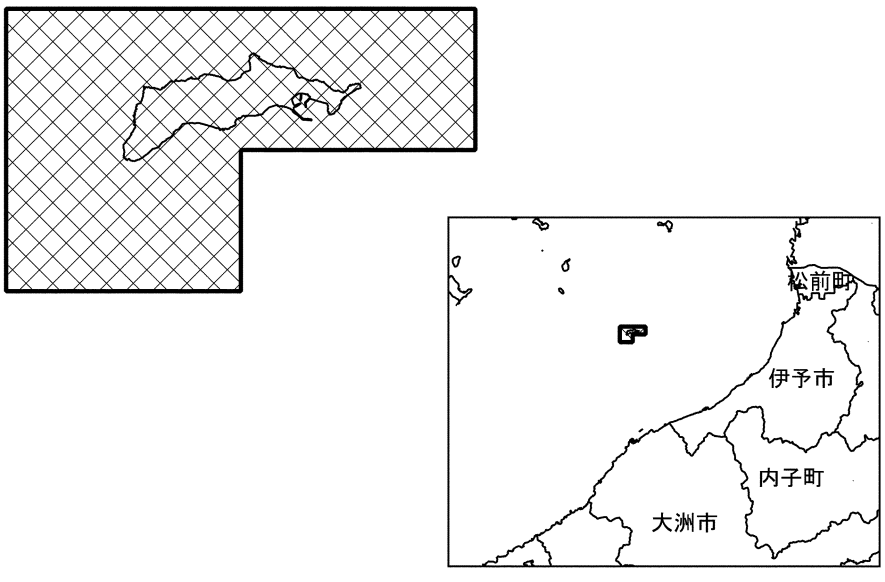
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

中島地区



備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

青島地区



備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

波照間島地区

備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第４０４号

岡山県備前市東片上480番地10
債務者　西崎二三男
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６６号

広島県廿日市市本町７番27号
債務者　空本　勝己
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島　侑介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９号

広島県福山市大門町二丁目４番１号
債務者　久保　吉貴
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３３号

愛媛県宇和島市伊吹町甲42番地１　船田ハイツ301
債務者　立花　健司
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　吉利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第６３号

福岡県柳川市大和町豊原46番地16
債務者　佐藤　和徳
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椛島　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第４９号

山形県酒田市曙町２丁目71番地の８
債務者　沼澤　豊子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第５９３号

大阪府泉南郡岬町淡輪1334番地の１　707
債務者　西田香奈子（旧姓北斗）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６０９号
大阪府泉佐野市中庄138番地の10
債務者　秋山　政彦
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍵谷　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
福島市森合字西谷地13番地の29サンライズ森合202号室
債務者　阿部　南美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関根　未希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第８６３号
神戸市灘区大石東町５丁目３番18―301号
債務者　上田　哲平
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８７号
兵庫県伊丹市池尻２丁目341番地１　グリーンパレスＢ棟202号、前住所兵庫県伊丹市平松３丁目３番３―103号
債務者　仙水　　嶺（旧姓山元）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２１３号
兵庫県宝塚市栄町１丁目14番８号　ライブリー宝塚302号
債務者　北田　正行
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２２５号
兵庫県伊丹市安堂寺町１丁目196番地１
シャーメゾン安堂寺Ⅲ102号
債務者　山根　豪太
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第３５７号
愛媛県松山市清住２丁目1126番地３　Ｍ’ｓ　Ｇａｒｄｅｎ　ＫＩＹＯＳＵＭＩＢ
債務者　秋田　映次
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　寛大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５８号
愛媛県松山市清住２丁目1126番地３　Ｍ’ｓ　Ｇａｒｄｅｎ　ＫＩＹＯＳＵＭＩＢ
債務者　秋田　理沙
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　寛大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４号
愛媛県今治市南鳥生町４丁目４番24号、前住所松山市南江戸６丁目６番20号
債務者　阿部　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　真之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５７０号
兵庫県加古川市平岡町新在家1150番地　川重加古川社宅Ｃ―807号
債務者　前田　脩佑
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中木　基裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２６４号
高知県土佐市新居1018番地２
債務者　松岡　沙奈
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高林　藍子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６８３号
大阪市都島区片町２丁目６番９号　京橋シティハイツ　501号
債務者　古川　勝一
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　正憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３８３号
大阪府八尾市上之島町北１丁目67番地の１
ヴェルドミール山本405号
債務者　下條真一郎
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴田　典嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９０５号
福岡県糟屋郡久山町大字山田2793番地10
債務者　廣川　聖司
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友岡　泰明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７０号
福岡県田川市丸山町12番５号
債務者　須々木澄子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枡田　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第７６号
福岡県田川郡糸田町1880番地11
債務者　浦田　松美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤　　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第１８１７号
札幌市中央区南12条西９丁目３番５―608号
債務者　渡邊　　真（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深村　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０２５号
札幌市西区琴似２条６丁目１番23―205号
債務者　田中　昌美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　　勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後４時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２３０号
長野市大字北尾張部80番地１　ソレイユルヴァンＢ
債務者　小林　宏之
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８０５号
福岡市西区女原北５番14号
債務者　吉岡　直玲
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野　慧輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８２８号
福岡市中央区赤坂２丁目１番51―1006号　クラスけやき通り
債務者　柳田　栄利、朴　榮利こと　栗山　葵衣
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９４１号
福岡市早良区有田５丁目24番27号　ユースフル青柳307号、前住所大分市大字片島562番地の３
債務者　日小田和彦
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芳賀由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５２０７号
大阪府門真市桑才新町２番６号
債務者　山田　　太
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本行　有希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９８６号
北海道北広島市若葉町２丁目１番地　７―403
債務者　請川　　洋
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２３７０号
神奈川県藤沢市大庭5238番地の８　ｍａｉｓｏｎｄｅｓｈｏｏｔ１　101
債務者　末吉　　鈴
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊さち穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３６７号
大阪府東大阪市稲田新町３丁目６番２号　レオパレスオレオ　103
債務者　濱　　康彦
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１１２号
大阪府河内長野市市町474番地の乙
債務者　大原　裕明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４１号
熊本県菊池市大琳寺46番地８
債務者　中道富士子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第２２３２号
札幌市豊平区平岸１条７丁目４番３―406号、申立時の住所札幌市中央区南15条西17丁目４番11―102号
債務者　木村　亮太
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７５号
秋田県能代市落合字中大野台11番地６
債務者　武藤　美彦
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第１７４号
三重県四日市市広永町106番地１　レオパレスリゾート一町縄201、前住所三重県四日市市笹川九丁目７番地１　笹川団地25―102
債務者　山之内謙一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　幸太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１６０８号
札幌市中央区南22条西９丁目１番６―311号
債務者　齋藤　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保実穂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２４６６号
横浜市青葉区千草台15番地５　モルトソーレＡ棟４号室
債務者　椎葉　友仁
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊　　研司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０８２号
堺市東区南野田645番地１　狭山サンハイツ201号
債務者　石橋　宏幸
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２４１５号
横浜市中区寿町１丁目３番地12　ライオンズマンション関内第６　807号室
債務者　松本　　滋
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯島奈津子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後３時
５　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４２号
長野市川中島町今井1564番地３　クラヴィエＭＩＹＡ・Ｂ101
債務者　北原　大巳
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　優太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７５３号
横浜市磯子区岡村６丁目16番21―303号
債務者　遠藤　賢一
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉澤幸次郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２８４号
高知県南国市里改田521番地２、旧住所静岡県磐田市国府台79番地５　マイシャトー国府台406
債務者　西森　大祐
１　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中本　雅章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月25日午前10時
５　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６６号
鹿児島県鹿屋市野里町4920番地３
債務者　中島　昌弘
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　宏嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第３２５号
岐阜県瑞穂市馬場春雨町１丁目３番地　豊田ハイツ　305号
債務者　石井　里奈
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　酒井　貴弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第９３号
栃木県栃木市大平町西水代1858番地36　Ｐｌａｃｉｄｅ102
債務者　渡部　隼人
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤平　泰典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第５３７８号
大阪市北区天満橋１丁目６番14―801号
債務者　島田　尚江
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村岡　悠子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月25日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１２号
長崎県長崎市かき道２丁目８番20号、住民票上の住所長崎県島原市下の丁1957番地
債務者　山内　芳明
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福﨑　龍馬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午前10時20分
５　免責意見申述期間　令和９年２月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１８０３号
札幌市東区北17条東18丁目３番35号　ＰＬＡＺＡコスモス202号
債務者　牧田　伊代
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８４６号
札幌市北区麻生町１丁目７番23―205号
債務者　桃井　健司
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９０９号
札幌市東区伏古１条４丁目３番９号　ラフォーレ14―303号、住民票上の住所札幌市南区川沿１条２丁目14番40号
債務者　川﨑　玲亜
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９１４号
札幌市中央区宮の森４条４丁目４番18―105号
債務者　佐々木明沙香（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９２０号
札幌市白石区東札幌５条２丁目４番９―102号
債務者　夏井　　豊
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９３３号
札幌市白石区栄通１丁目12番18―403号
債務者　安保　瑞穂（旧姓太田）
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９６９号
札幌市厚別区厚別南１丁目９番５―417号
債務者　木村喜代美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９８０号
札幌市清田区北野２条２丁目10番27号　フルハウス北野105号
債務者　佐藤　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９９４号
札幌市豊平区平岸２条７丁目４番17―502号
債務者　前田　純子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０１６号
札幌市北区北26条西３丁目１番11号　メゾン・ド・ローザス105号
債務者　城山　優太
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５１４号
相模原市中央区相模原２丁目３番１―201号
債務者　入部　　明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５２７号
相模原市中央区田名4521番地10　ハイツキヨシ１　102号
債務者　高橋　美秋
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３３１号
静岡県浜松市中央区高丘西一丁目12番27号　フォルシュ101
債務者　河合奈美子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４０３号
静岡県浜松市中央区萩丘二丁目11番１号　コーポロード203、前住所静岡県浜松市中央区子安町302番地の23　レオパレス　ル・アンジュⅡ　102号
債務者　長澤　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３３号
京都府舞鶴市字浜100番地の８市営住宅408号
債務者　鳥生　和美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第３４号
京都府舞鶴市字溝尻２番地16―101号（梅ヶ谷）、前住所京都府舞鶴市字長浜108番地市営住宅７号
債務者　久保　義隆
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第３５号
京都府舞鶴市字溝尻２番地16―101号（梅ヶ谷）、前住所京都府舞鶴市字長浜108番地市営住宅７号
債務者　久保　京子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第３３１号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3849番地の２水戸啓明高等学校長岡第２研修所、住民票上の住所茨城県日立市金沢町５丁目６番４号
債務者　川和　直人
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３５５号
茨城県笠間市下市毛1146番地１　グリーンハイムスズキＣ101、前住所茨城県笠間市福原465番地
債務者　長谷川　昌明
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３６３号
茨城県ひたちなか市大字足崎1302―６　菊地ハイツ203号室、住民票上の住所滋賀県彦根市開出今町1769番地（Ｄ―444号）
債務者　大橋　航葵
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第６５４号
栃木県鹿沼市中田町1066番地14
債務者　橋本　和人（旧姓湯澤）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６５６号
栃木県宇都宮市越戸町92番地３　レジデンスこえど205
債務者　小野瀬　剛
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第８４１号
川崎市川崎区浜町１丁目10番３－701号　ジョイシティ浜町
債務者　山口　　東
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８５５号
川崎市幸区小向町３番４号　アレッサ川崎小向　108
債務者　伊関　嘉彦
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８５８号
川崎市川崎区渡田東町９番９号　ユナイト渡田東ルイスサンチェス　205
債務者　西山　利明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４０１号
岐阜県関市栄町４丁目４番17号
債務者　宗像みどり
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３６８号
静岡県沼津市大諏訪497番地の５、前住所静岡県沼津市東間門827番地の２
債務者　山本　美幸（旧姓大高）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３８４号
静岡県沼津市宮前町１番地の12
債務者　山本　博之
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第５５号
三重県多気郡明和町大字斎宮2852番地１　メリオルＢ棟205号室、前住所三重県多気郡明和町大字斎宮3843番地１　メゾン・ジュネスＩ棟101号室
債務者　山崎　涼摩（旧姓　大西）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第６８号
三重県松阪市久保町1799番地２　フローラル１　203号室
債務者　野村　一之
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第１８１３号
福岡市東区唐原１丁目４番５－208号　グリーンフォレスト壱番館
債務者　横山　靖英
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８６８号
福岡市南区大橋２丁目５番21－605号　ダイナコート大橋レジックス、前住所福岡市東区東浜１丁目３番32－425号　クラブオリエントＮＯ．82ＥＭＰＲＥＳＳ
債務者　中村　　綾
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８７８号
福岡県宗像市自由ヶ丘６丁目22番地７
債務者　石田　志美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８９０号
福岡市東区御島崎２丁目11番７号　メディケア癒やし御島崎
債務者　金子　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９０３号
福岡市城南区友丘３丁目１番16号　リビング城南　202号、前住所福岡市城南区片江３丁目７番６号　コーポ城南203号
債務者　下村　泰子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９１０号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目１番５－305号
債務者　大山　　徹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９１１号
北九州市八幡西区大膳１丁目６番17号　B、申立時の住所福岡県福津市東福間８丁目１番３－302号
債務者　久保　慧珠
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９１５号
福岡市早良区室見３丁目12番19－105号
ファミール　ソフィア室見
債務者　川口　宗太
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９１８号
福岡市南区折立町８－11－103、住民票上の住所佐賀県鹿島市浜町甲3386番地
債務者　木原　紫音
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９３１号
福岡市東区和白東３丁目11番13号　泉ハイツ202号
債務者　住家謙太郎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９３９号
福岡市東区唐原１丁目16番18―301号　ＣＡＳＡ　ｄｅ　ＬＩＭＡ
債務者　長澤　礼子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９５４号
福岡県大野城市乙金東２丁目26番５号
債務者　高平　良江
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９６９号
福岡市中央区大名１丁目10番22－301号
マーヴェラス大名
債務者　三宅　優衣
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９８３号
福岡市南区塩原４丁目19番25号　メゾン・ド・クレール304号
債務者　林　　繁斗
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９８７号
福岡市博多区諸岡４丁目１番12―201号　グロリオーサⅡ
債務者　星原真奈美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９８９号
福岡県朝倉市馬田1000番地２　松の木団地115号
債務者　手嶋八重子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０２２号
福岡県糸島市伊都の杜三丁目７番28号
債務者　川田　耕二
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０３０号
福岡市東区唐原１丁目５番28―１号　イッツ九産大前アパート103号
債務者　扇　　貞喜
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０５５号
福岡市南区曰佐３丁目38番15―202号　フローラ南曰佐
債務者　金井田一人
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０５６号
福岡市城南区宝台団地12番108号
債務者　蓑田　和明
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０５８号
福岡市東区香椎団地１番５－307号　アーベインルネス香椎　５号棟
債務者　南嶋　富子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０５９号
福岡県春日市小倉１丁目２番地　春日ルート５　303号
債務者　島田　愛菜
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０６０号
福岡県筑紫野市大字吉木1077番地４
債務者　土生　怜奈
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０６９号
福岡市早良区賀茂２丁目26番11号　ＨＩＲＯｗｏｒｋｓ　株式会社　グループホームＢ棟
債務者　横山美沙希
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０７７号
福岡市中央区荒戸１丁目10番７－602号　パラージュ西公園
債務者　山下　真実
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０８８号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東３丁目９番32－503号　エイリックスタイル粕屋中央ザ・テラス
債務者　西本恵美子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０９０号
福岡市早良区内野５丁目４番13号　有料老人ホーム明の里内野
債務者　青木　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１１１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1013番地１　エスポアール岡本102号
債務者　土井　圭子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１３７号
福岡市博多区博多駅南４丁目15番28－103号　クイール駅南
債務者　伊崎　真弓
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１４５号
福岡県宗像市三郎丸２丁目１番１－102号
債務者　安松　鈴代
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１５６号
福岡県糟屋郡志免町志免２丁目15番21号　グラースメゾンＡ202号
債務者　佐藤　省悟
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４号
長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1717番地８　緑ヶ丘団地Ａ棟　303号室
債務者　山下　秀之
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長崎地方裁判所五島支部

令和８年（フ）第１３４号
鹿児島県鹿屋市吾平町上名12番地14
債務者　榎本　保美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１４７号
鹿児島県志布志市有明町野井倉8132番地
債務者　八久保　真美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１５３号
鹿児島県曽於郡大崎町永吉6417番地
債務者　坂口　　あゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１０６７号
仙台市青葉区通町１丁目６番16－201号、従前の住所埼玉県所沢市大字久米518番地の２　リゼール久米102
債務者　伊藤　悠介
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０７１号
仙台市泉区歩坂町57番７号　アクティブパレス百合ケ丘Ｂ８棟６、従前の住所秋田市広面字大袋46番地１　アベニュー広面101号
債務者　黒沢　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２０６号
仙台市宮城野区小田原３丁目１番38－205号、従前の住所仙台市宮城野区清水沼２丁目５番18号　ファミール清水沼103
債務者　佐藤　　健
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３７３号
茨城県水戸市東台１丁目２番地13号、住民票上の住所茨城県那珂市菅谷1981番地３　メゾン　ラポール102
債務者　古谷　直之
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３７７号
茨城県水戸市堀町1194番地の10　クランメール堀町Ａ棟206号
債務者　松嶋　優希
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第６３４号
栃木県日光市瀬川298番地２　スリーハイツＡ203、前住所栃木県日光市山口64番地86松ヶ丘ハイツ201
債務者　齋藤　芳明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６６２号
栃木県下野市下古山3260番地７　プリムヴェールＢ棟202号
債務者　五月女美紀
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１３０３号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目３番18号コーポ一之宮202号
債務者　宮本　信一
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８７３号
横浜市泉区新橋町63番地５　緑園都市リルターラックスマンション壱番館205号
債務者　鈴木　福人
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１３１号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区26棟503号
債務者　中村　利雄
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２１１号
横浜市戸塚区前田町407番地１　コーポミナモト201号
債務者　小佐野七海
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３７９号
横浜市鶴見区駒岡４丁目28番１―303号
債務者　又地　早織（旧姓屋代）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４２２号
横浜市保土ケ谷区星川２丁目11番17号　メゾン飯岡２Ｆ
債務者　清水　幸江
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５０１号
神奈川県大和市渋谷１丁目13番地　市営渋谷住宅１―402号
債務者　櫻井めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６１５号
横浜市南区六ツ川２丁目55番地８　日進コーポＢ―３
債務者　松岡　　瞳
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６３０号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅７棟301号
債務者　山口　君夫
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６３１号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅７棟301号
債務者　山口　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８１号
長野市青木島町綱島170番地２
債務者　蕪木　拓也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８３号
長野市大字金箱802番地２
債務者　竹内　真実
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１８号
長野市大字南堀639番地１　有料老人ホームラッキー
債務者　青木　正江
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４８号
静岡県掛川市満水421番地の５　ベレッツァ掛川202
債務者　飯田　泰奈
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第１１８９号
京都府八幡市八幡三反長８番地の30
債務者　延末　絹代
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１６２号
島根県松江市外中原町279番地３　ルミエールⅢ201号室
債務者　持田　夏枝
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７５号
島根県出雲市上塩冶町2512番地18　足立アパート北西、前住所佐賀県鳥栖市宿町931番地１　セイシェル大山Ｂ－103
債務者　香川　功怜
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第８２号
島根県出雲市白枝町639番地21
債務者　安達　正彦
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第８３号
島根県出雲市白枝町639番地21
債務者　安達　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第５６５号
岡山県倉敷市児島小川９丁目５番97号
債務者　山中あさみ
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６８号
岡山県倉敷市児島小川９丁目５番97号
債務者　山中あつみ
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２４号
岡山県玉野市宇野２丁目26番12号
債務者　植村　一弘
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３５号
岡山市北区平野937番地　ビレッジハウス吉備　１号棟407号室
債務者　谷田　早苗（旧姓仁熊、堀江）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０２号
広島県福山市水呑町三新田二丁目175番地　アブニールヴィラＢ102
債務者　今岡　豊子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３５５号
愛媛県松山市姫原３丁目６番40号　ネオハイツ姫原205号
債務者　本田　太一
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４４号
大分市大字関園931番地の１
債務者　和田　剛政
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４５４号
大分市弁天２丁目２番33－403号　アヴニールさくら
債務者　高野　秀幸
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３２号
大分市住吉町２丁目４番17号　第２モリシゲビル703
債務者　江隈　正憲
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５４０号
大分市田中町１丁目14番４－206号　プリムール
債務者　渡邉　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１５６号
鹿児島県鹿屋市下堀町2992番地１
債務者　大薗　玲子（法定代理人保佐人鶴田麻衣）
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１７８０号
東京都青梅市河辺町５丁目10番地の６キャッスル河辺303
債務者　田中　大介
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７８８号
東京都東村山市廻田町４丁目５番地９ウエルストン203
債務者　田中　剛
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８７７号
東京都八王子市松が谷59番地１―406
債務者　服部　和美
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８８２号
東京都八王子市南大沢４丁目15番地５―406
債務者　林　和代
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９１２号
東京都町田市木曽東４丁目７番1015号
債務者　石原　利成
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９１３号
東京都府中市是政３丁目45番地の４サザンコート210
債務者　横路　佑太
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９３０号
東京都八王子市散田町５丁目25番12号多摩ハイツ103号
債務者　志水　裕之
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９３１号
東京都町田市鶴川３丁目13番地14コーポオオクラ102
債務者　板垣　真美
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９０号
富山市城北町７番６号
債務者　伏間　千紗
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９２号
富山県中新川郡舟橋村東芦原140番地37
債務者　高桑　和晴
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９９号
富山市高屋敷845番地55　マンションリトルK302号
債務者　中村阿紗美
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６６４号
大阪市東成区中道２丁目26番15号　センチュリー柏原　203号
債務者　佐藤　李美
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５６７号
大阪市天王寺区東上町８番27号
債務者　宮原　佳子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８６８号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘５丁目11番地の３、前住所大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘６丁目７番地の２
債務者　石原　一美
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９９１号
大阪市城東区古市３丁目22番９号　ルームス古市　203号室
債務者　山本　圭志
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５００３号
大阪府豊中市大黒町１丁目５番８号
債務者　渡辺　育子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２８５号
大阪市生野区勝山北２丁目８番21号　栄方
債務者　榮　　克枝
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３４８号
大阪市城東区新喜多東１丁目７番11号　城東コーポ　２Ｄ
債務者　五ヶ谷　清
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３７１号
大阪府八尾市東弓削１丁目154番地　テラスハウス
債務者　藤井美春理
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３９１号
大阪府枚方市香里園町26番40―21号
債務者　謝花　義也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４８２号
大阪市東住吉区住道矢田６丁目４番16号　レフィナードＳ・Ｙ　203号
債務者　松山勝己こと　具　　勝己
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５００号
大阪市平野区平野本町１丁目７番23号　富士ハイツ　31号
債務者　古守　昌子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５５４号
大阪市中央区法円坂１丁目５番36―806号
債務者　乾　　敏昭
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５７６号
大阪府豊中市浜１丁目24番16―106号
債務者　小西美知子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６０１号
大阪府寝屋川市太秦緑が丘10番11―302号
債務者　稲葉　　梓
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７１８号
大阪府東大阪市瓢箪山町３番５号　日昭第２瓢箪山ハイツ　307
債務者　土方　良雄
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７２５号
大阪府東大阪市荒川１丁目６番17号　ツインコンフォートハイツ岩崎　57号
債務者　髙嶋眞紀子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７４号
千葉県富津市岩瀬1102番地の１
債務者　鈴木　宏一
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１７７号
千葉県君津市八幡255番地９
債務者　葛岡　　葵（旧姓　山田）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１８９号
千葉県君津市中野５丁目６番22号
債務者　秋山　佳史（旧姓山戸）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１７６６号
東京都八王子市散田町３丁目１番４号グランドアベニュー703号
債務者　長谷川友莉
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８６３号
東京都福生市南田園二丁目７番地福生団地１―406
債務者　黒沼千香子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９９５号
東京都町田市木曽東１丁目31番17号カームヒルズ103
債務者　石丸　　慎
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３９号
岩手県遠野市松崎町白岩９地割45番地１
債務者　及川　郁博
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第４５号
福島県白河市鬼越118番地３　県営南湖南団地４－１、前住所福島県西白河郡矢吹町八幡町813番地８
債務者　岡村ななえ（旧姓増子）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第２７８号
茨城県つくば市自由ケ丘791番地35、前住所茨城県土浦市板谷四丁目725番地７　フローレンス板谷202号室
債務者　青柳　樹也
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２８６号
茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1328番地１
債務者　大石　　裕
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２９２号
茨城県つくば市春日４丁目26番地18　第３パークハイツ203号
債務者　清水　夏海（旧姓宮内）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第４７０号
新潟市江南区うぐいす１丁目６番７号
債務者　杉山　佑奈
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２０号
長野県上田市上田原1107番地14　ビレッジハウス長池２―403号
債務者　井田　七海
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１８７号
滋賀県近江八幡市安土町石寺348番地10
債務者　古賀　梨々菜
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第８４３号
神戸市中央区生田町４丁目１番14号
債務者　塚原麻奈巳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９４号
兵庫県三田市下槻瀬754番地39、従前の住所兵庫県三田市三輪３丁目６番15―103号
債務者　余田　陽斗
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９６号
神戸市須磨区北落合３丁目38番216―202号
債務者　福吉普美子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９８１号
神戸市東灘区甲南町４丁目１番12―302号
債務者　水元　晃二
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９８２号
神戸市東灘区甲南町４丁目１番12―302号
債務者　水元　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９９９号
神戸市中央区北長狭通６丁目２番15―503号
債務者　塩田　孝浩
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１００６号
神戸市長田区滝谷町２丁目８番１―204号
債務者　小川　千鶴
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６２号
兵庫県加古郡播磨町本荘２丁目５番11号
債務者　喜田　正幸
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第７３号
山口県岩国市由宇町南四丁目１番15号　101号
債務者　松尾　道憲
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第１１８号
福岡県久留米市御井町2433番地１　プレリュード御井町306号、旧住所山口県下関市垢田町３丁目11番24号　ハイツ山の田　103号
債務者　大平　康雄
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１３５号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目17番17号　コンフレール坂野Ⅱ　201号
債務者　山田　　徹
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第５２０号
大分市大字国分1973番地の14　市営Ｈ４－２Ａ２－303
債務者　渡邊　美香
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３５号
大分県臼杵市野津町大字宮原2856番地の12
債務者　羽田野瑞穂
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０９号
宮崎県児湯郡都農町大字川北4534番地　あさひ団地52－１－103
債務者　吉原奈津紀
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１０号
宮崎県児湯郡都農町大字川北4534番地　あさひ団地52－１－103
債務者　吉原　真理
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３１号
宮崎県児湯郡新富町富田南四丁目33番地　Ｎコーポ　201号
債務者　髙岡　由香
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３３号
宮崎市潮見町138番地
債務者　乙藤　孝志
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３４号
宮崎市潮見町138番地
債務者　乙藤　正子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４４１号
宮崎市大塚町弥堂ノ窪5396番地７　ＦＥＲＩＯ大塚305号
債務者　平山　博代
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第８６号
宮城県角田市角田字旭町26番地２　Ｔ＆ＳガーデンⅡ Ａ棟101号室
債務者　佐京　　仁
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第８７号
宮城県角田市角田字旭町26番地２　Ｔ＆ＳガーデンⅡ Ａ棟101号室
債務者　佐京かおり
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第２６６号
福島県郡山市日和田町字千峯坦79番地　リースランド千峯坦Ｄ102号
債務者　阿部　佑奈
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２７９号
金沢市光が丘２丁目229番地１　ＩＤＥＡＬＮＯＲＴＨ502号　森田祐樹方、従前の住所韓国
債務者　前林由佳子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８７号
金沢市保古１丁目270番地　キャッスル幸ＡＣＴ３・107号、従前の住所金沢市畝田西４丁目72番地１　ポンパブランカ８・305号
債務者　村　　瑞稀
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２７号
金沢市東力２丁目114番地　ホームタウン東力南401号、従前の住所栃木県宇都宮市戸祭４丁目16番６号　カージナルスマンション戸祭205号室
債務者　峯　奈津貴
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７８号
長野県岡谷市川岸上三丁目10番28―１号
債務者　久保村啓子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第１０５９号
京都市中京区御池通油小路東入石橋町435番地　パインフィールド御池　903
債務者　京・叡善こと　岡野　晃子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０８３号
京都市伏見区淀下津町153番地１　イロハ淀下津町102
債務者　中山　裕太
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１０３号
京都市南区吉祥院井ノ口町34番地１　アゼリアマンション303
債務者　平下　竜一
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１７０号
京都市山科区四ノ宮小金塚８番地の550
債務者　清水　豊夫
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２１８号
京都市右京区西院北井御料町18番地１　ベラペルソン　106号
債務者　加藤　亨之
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２７４号
京都市伏見区久我東町201番地１　市営住宅２棟202号
債務者　筒井登美雄
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２９３号
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地282　板野ハイツ101号
債務者　逢坂悠太郎
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０４号
徳島県徳島市春日三丁目１番８号
債務者　米倉　　清
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２１号
徳島県徳島市北矢三町四丁目７番46―45号　サンハイツＡ　45号室
債務者　藤岡　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４９３号
大分市下郡中央３丁目７番２号　パークハイツＡ103
債務者　棚田美映（旧姓吉金）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２４０号
青森市勝田１丁目11番16号　コーポ千島Ｂ―202
債務者　横内　　智
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２８号
青森県弘前市大字小比内二丁目１番地３、旧住所青森県弘前市大字城東四丁目２番地６　三浦住宅
債務者　三上　安加
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第４３７号
神奈川県平塚市入野159番地の２　ソシアⅡ202
債務者　大木麻奈美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５６３号
神奈川県平塚市東中原１丁目11番30－１－203号　シャルム・メゾン湘南
債務者　那須　秀平
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６０２号
神奈川県平塚市日向岡２丁目５番21－101号　ヴァン　シャンテ
債務者　菅野宗太郎
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１０３７号
広島市南区西本浦町２番６－301号
債務者　横木　基樹
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０７７号
広島県東広島市西条中央７丁目12番17－306号　大歳コーポ
債務者　信井英李花
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１６５４号
福岡市中央区輝国２丁目24番20号　たいよう六本松館、住民票上の住所福岡県福津市八並263番地
破産者　小田　照子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３１号
富山市宮成12番地１　ビレッジハウス宮成１棟106号、前住所富山市手屋二丁目１番７号
破産者　荒井　麻美
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６４号
富山市東福沢1701番地
破産者　山岸金物店　こと　山岸　邦夫
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６５号
富山市東福沢1701番地
破産者　山岸　靖子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第９４０号
仙台市宮城野区東仙台４丁目４番５号　大塚アパート６
破産者　大友　洋一
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１３３１号
仙台市若林区沖野３丁目３番７号
破産者　佐藤　寛貴
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３５３号
仙台市青葉区小田原５丁目２番11号　Ｋハウス参番館202
破産者　野々村尚美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６号
栃木県足利市助戸新山町1051番地２
破産者　髙橋　孝典
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第５４号
埼玉県草加市両新田西町105番地１
破産者　牧野　肇佐
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第５８５号
（元住所）広島市西区己斐上２丁目18番５号
破産者　大段　惠美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２４６２号
福岡市早良区小田部５丁目８－27－101、住民票上の住所福岡県宗像市吉留46番地５
破産者　かのこゆり　こと　山下　和雅
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１９３号
青森県弘前市大字小友字宇田野208番地２
破産者　幸山　一志
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第５０号
宮城県柴田郡柴田町槻木白幡１丁目７番13号、従前の住所宮城県大崎市鳴子温泉字星沼28番地２
破産者　加藤　敏宣
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６７０号
横浜市泉区和泉中央北３丁目18番６号、開始決定時の住所横浜市泉区領家３丁目２番地１ステージ山手台サウス二番館612号
破産者　霜村　直人
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第８号
兵庫県洲本市上加茂618番地２
破産者　岸本　成貴
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和７年（フ）第４３号
岡山県津山市鉄砲町11番地
破産者　古森　由則
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和７年（フ）第３５２号
徳島県板野郡北島町新喜来字南ハリ12番地４
破産者　中野　　隆
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

免責許可決定

令和８年（フ）第３６号
京都府福知山市前田新町91番地の１　ＧＲ－ＩＶ前田新町101号
破産者　松岡　彩乃
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第１２５７号
福岡市東区香椎駅東４丁目42番23号
破産者　渡邊　敏宏
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５２７号
福岡市早良区原８丁目33番27号
破産者　山下　香苗
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５６３号
福岡市博多区美野島１丁目18番８－318号　エステートモア博多グラン
破産者　竹本　将太
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６２０号
福岡市博多区大博町２番10－306号　サヴォイ　ザ・パームストリート
破産者　山方　美穂
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６２７号
福岡市中央区六本松１丁目３番13号
破産者　猫石　優子
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６３２号
福岡市東区御島崎２丁目12番13－201号　アリス御島崎
破産者　篠田　孝典
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１４号
鹿児島県曽於市大隅町月野1174番地５
破産者　山口　利香
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第２３号
静岡県菊川市高橋1840番地
破産者　佐塚　優雅
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第８８２号
福岡県糸島市篠原西一丁目17番３－105号
破産者　佐藤　忠司
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２９８号
福岡県糸島市志摩東貝塚423番地
破産者　永翁　千恵（旧姓根来）
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４０９号
福岡市博多区対馬小路９番22－602号　レジデンス博多
破産者　中山　聖司
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３４号
福岡市東区和白東４丁目24番27号
破産者　宮本　孝志
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４９８号
福岡市早良区早良１丁目11番14号
破産者　樋口　幸代
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５２４号
福岡県大野城市瓦田１丁目２番３－303号
破産者　平田　秀彦
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５３０号
福岡市城南区堤２丁目30番９－203号　ピュアハイツＴＯＭＯ
破産者　村上　彩花
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５５４号
福岡市南区清水１丁目10番13号　ガーデンパークＳ204号
破産者　梶田　春陽
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５５６号
福岡市西区内浜１丁目18番３－103号　ビレッジハウス姪浜３棟
破産者　迫　　駿介
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５６１号
福岡県大野城市雑餉隈町１丁目８番28号　メゾン池田A102号
破産者　加茂みゆき
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５６６号
福岡市早良区小田部１丁目23番２号
破産者　松岡由美子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５７２号
福岡市早良区室見４丁目９番４号、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字栄田439番地１
破産者　中村　　茜
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５７３号
福岡市東区馬出１丁目21番14―207号　ハックベリーマンション
破産者　加藤　俊介
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５８３号
福岡市東区舞松原１丁目10番21号　マーキス舞松原102号
破産者　石内　一代
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５８５号
福岡県朝倉市杷木寒水６番地１　ル・ショコラＡ棟203
破産者　熊谷　直樹
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５９１号
福岡県太宰府市朱雀２丁目１番45―201号
破産者　山下　雅晃
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５９５号
福岡県太宰府市宰府５丁目18番38号　レトア宰府201号
破産者　濵﨑奈穂美
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６１４号
福岡県糟屋郡新宮町大字湊15番地１　コンフォール201号、前住所福岡市南区弥永４丁目24番22―202号　アシスト博多南
破産者　白川　美咲
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６２５号
福岡市中央区梅光園団地３番111号　アーベインルネス梅光園３号棟
破産者　坂田　裕美
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６３５号
福岡市南区横手１丁目13番38号　コスギ２ハイツ401号
破産者　永野　勝久
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３５号
札幌市東区北８条東１丁目１番25―610号
破産者　若崎　正樹
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４５３号
札幌市東区北13条東12丁目１番18―303号
破産者　渡辺由美子（旧姓前田）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４５９号
札幌市東区伏古４条５丁目１番27号　クチュール伏古４・５―101号
破産者　古田　　晃
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４６０号
札幌市東区伏古４条５丁目１番27号　クチュール伏古４・５―101号
破産者　古田　知里
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４８６号
札幌市東区東苗穂９条２丁目５番11号
破産者　田村　信幸
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４９６号
札幌市東区北28条東６丁目１番19号　エストボヌール201号
破産者　鈴木　幸乃（旧姓赤坂、川島）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５１６号
北海道千歳市梅ケ丘２丁目15番10号　コーポきむら１Ａ号
破産者　福井　南智
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５２８号
札幌市豊平区中の島１条２丁目４番18―205号
破産者　小路　利沙（旧姓北澤）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５８２号
北海道江別市弥生町34番地の３　カーサセントロ301
破産者　倉田　康弘
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５８９号
札幌市東区北43条東17丁目１番６―24号
破産者　佐藤　麻衣
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７８号
釧路市芦野１丁目11番12号、前住所北海道虻田郡倶知安町北２条東３丁目２番地29　グランドゥール　202号室
破産者　古川　夏未
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７９号
釧路市柳町２番231号　パミールハイツ２　３階　231号室
破産者　五日市文子（旧姓亀井）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４９号
栃木県鹿沼市花岡町８番地５　アイショウプラザⅡ　Ａ―101
破産者　新田　和男
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５８号
群馬県館林市成島町234番地の３
破産者　森下　裕太
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１４７０号
さいたま市南区根岸３丁目23番７号　第一九曜コーポ305
破産者　山崎　俊介
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４８２号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎５丁目５番10号　グローリー浦和203、旧住所さいたま市浦和区領家６丁目23番１号　キャピタルＤ201
破産者　竹内　康哲
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４９１号
埼玉県川口市大字小谷場393番地の４
破産者　田口　靖子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２６号
千葉県袖ケ浦市蔵波1985番地２
破産者　櫻山　吉秋
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１３３号
千葉県袖ケ浦市上泉635番地３
破産者　有原かおり
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４１号
千葉県木更津市港南台４丁目７番地１
破産者　秋山　亮太
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４４号
千葉県君津市南子安９丁目１番25号　203、前住所千葉県君津市南子安９丁目１番25号　202
破産者　平岡　輝美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４９号
千葉県君津市中野４丁目15番30号　101
破産者　狩野　一博
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第５９２号
川崎市高津区北見方１丁目12番20号　オレンジハイツ　205
破産者　岩谷　洋太
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３２９号
相模原市中央区矢部新町１番５―211号
破産者　小林　寛司
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３７８号
相模原市緑区東橋本２丁目１番８号　セントヒルズ橋本第２　308
破産者　森下　優樹
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４３９号
相模原市南区相模台６丁目１番３号　ニューライフ相模台寮
破産者　高瀬　享二
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４４５号
相模原市緑区元橋本町22番10号　フォレスト203
破産者　稲葉　孝文
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４４７号
相模原市南区相武台３丁目３番28―101号
破産者　中村　圭佑
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１３７号
富山市藤木2591番地８
破産者　中口　明美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７９号
愛知県岡崎市北本郷町字河原73番地１、住民票上の住所愛知県豊橋市小池町71番地　旭荘７号
破産者　中島　晴香
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８０号
静岡市駿河区広野６丁目５番12号、開始決定時の住所愛知県岡崎市美合町字上長根15番地メゾーネ緑丘　203
破産者　菊池　麻奈（旧姓畠山、山本）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４７７号
愛知県安城市今本町１丁目３番29号　ドミール・アン201、旧住所愛知県安城市浜屋町浜道２―１　プレジールリモージュ　102
破産者　荻原　辰徳
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５８号
岡山県真庭市久世2516番地６　ＶＩＳＴＡ久世405号、前住所岡山県倉敷市連島町鶴新田247番地９　ロイヤルマンション103
破産者　槇本泰弘
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第７２号
北海道苫小牧市沼ノ端中央４丁目12番18号グランド沼ノ端１Ｄ号
破産者　小松田浩矢
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第７３号
北海道苫小牧市沼ノ端中央４丁目12番18号グランド沼ノ端１Ｄ号
破産者　小松田　琳（旧姓　山口）
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第３５１号
函館市高松町575番地43
破産者　中村　朝克
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５２号
函館市上野町12番11号　サクセス上野　102号
破産者　山本　英典
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５４号
北海道寿都郡黒松内町字黒松内562番地４
破産者　佐藤　三徳
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５８号
函館市美原３丁目32番６―102号　光和ハイツ
破産者　木村　活彦
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６３号
函館市堀川町18番20号
破産者　高橋　紀夫
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６４号
函館市湯川町２丁目46番９号
破産者　佐々木美沙
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１６３号
釧路市昭和中央３丁目41番16号　昭和ビレッジ２番館201
破産者　葛西　保雄
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６２号
北海道北見市北進町１丁目10番３―32号
破産者　白鳥　愛美
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第１７６号
青森県上北郡六ヶ所村大字泊字泊山１番地86
破産者　中村　隆幸
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２００号
青森市花園１丁目18番３号　コーポ豊島105号
破産者　寺山　一男
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０９号
青森市佃１丁目14番９号　ＳＴハイツ101号
破産者　鹿内真由美
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１０号
青森市花園２丁目34番３号
破産者　奥田八千美
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９７号
青森県弘前市大字小比内一丁目１番地15　コーポ内山202号、旧住所青森県平川市唐竹堀合23番地３
破産者　白取富美子
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第８３４号
宮城県黒川郡大郷町不来内字南一本松山55番地
破産者　小島　悦子
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８５９号
宮城県塩竈市西町６番５号　にしまちハイム102号
破産者　吉田美沙希
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０３号
秋田県潟上市天王字持谷地１番地40　グリーンハイム103
破産者　菅生　悠里
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５０号
秋田市外旭川字八幡田213番地
破産者　藍原　奈美
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７号
福島県須賀川市大袋町173番地　やまにコーポ３―201号
破産者　菅井加奈美
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１―４―15―22
破産者　阿部　央視
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２１１号
福島県田村市船引町船引字下扇田64番地　ワン・プランドール105号室
破産者　大友　愛美（旧姓手塚）
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１９号
茨城県古河市西牛谷715番地７　ウッドメイドＢ棟２号室
破産者　増山　真弓（旧姓兼坂）
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第４３８号
栃木県日光市瀬尾231番地４　ビバーチェシン102号室、住民票上の住所栃木県日光市森友114番地１
破産者　甲斐田英知
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第９号
埼玉県熊谷市中央１丁目155番地　プライベート14―301号、前住所栃木県那須塩原市黒磯32番地25　あづさハイツパート２―605号
破産者　白水　政人
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第２３６号
神奈川県小田原市酒匂５丁目18番54号　ハイツ花田３　201号
破産者　伊藤　利夫
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２８３号
神奈川県平塚市横内2332番地の４　パステルローズⅠ―202号
破産者　古谷　良守
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２９５号
神奈川県平塚市上平塚10番24号　ベルゾーネ今井102
破産者　武藤　真弥
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３３１号
神奈川県厚木市妻田北２丁目11番17号
破産者　佐藤　由美
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３３２号
神奈川県平塚市四之宮２丁目23番13―102号　コーラルハイツ平塚
破産者　山崎　真紀（旧姓小島）
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２３９号
新潟市東区上木戸４丁目15番22号
破産者　鶴若　勝紀
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３２号
新潟市東区江南３丁目５番地45　ハイツ江南208号、前住所新潟市中央区浮洲町4757番地中村アパート101号
破産者　今井　敬子
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１３号
新潟県長岡市北山３丁目６番地14　マエサンハイツ北山102号室、前住所さいたま市北区日進町３丁目361番地１　102
破産者　奥墨　祐太
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１９６号
金沢市上荒屋５丁目334番地　リアンＩ202号
破産者　坂井　智二
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２５号
金沢市金石北２丁目15番16号
破産者　蜂谷　沙也
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２９号
金沢市新保本１丁目366番地１　ルミエール21・105号、従前の住所金沢市泉本町６丁目94番地２　ヴィーナス泉本町101号
破産者　藤永　　努
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４０号
金沢市高坂町ト１番地　三谷の里ときわ苑、従前の住所金沢市北町丁72番地　コーポサン北町208号
破産者　米山　則和
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５３号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏1103番地８
破産者　小林美奈子
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５４号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏1103番地８
破産者　小林　　築
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６号
山口県長門市仙崎1892番地１
破産者　福田　悠香
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和８年（フ）第２７号
山口県長門市西深川3869番地１　田屋床市営住宅Ｄ棟102号室
破産者　早川　辰央
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和８年（フ）第１５５号
徳島県徳島市南二軒屋町新開1210番地の16ラ・ヴィータ博愛パートⅥ　202号室
破産者　里　　綾
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５号
香川県三豊市高瀬町下勝間2125番地　神原団地Ｃ一202号
破産者　山本　三博
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第３６号
香川県三豊市高瀬町下勝間2125番地　神原団地Ｃ一202号
破産者　山本ひろみ
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第３４号
愛媛県西予市宇和町岩木802番地２
破産者　山口　充能
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第６５号
福岡県直方市大字上新入2569番地11
破産者　松永　昌代
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第３７０号
大分県豊後大野市犬飼町柚野木797番地
破産者　後藤　明美
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３７６号
大分市中島西１丁目５番10号　パルロイヤル中島西1203
破産者　水原　亨一
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８２号
大分県別府市南立石八幡町８番21号、住民票上の住所高松市屋島西町1911番地３　ファミール屋島402号
破産者　永尾　　寛
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０４号
大分市大字関園234番地の２　プリーモ　レヴァータ106
破産者　吉田　朋未
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２５号
大分市横田２丁目１番30号
破産者　小田原久美
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３３４号
宮崎市大工３丁目269番地　大工町ベルメゾン108号
破産者　田畑　和久
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第16号

令和８年11月15日に執行する東京都市計画土地区画整理事業品川駅北周辺地区土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった宅地の所有者が選挙する委員の候補者の数及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者の数が、それぞれから選挙すべき委員の数をいずれもこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。

令和８年11月９日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦

裁決取消訴訟の判決確定の公告

神奈川県弁護士会が同会所属弁護士石橋忠文会員（登録番号21186）に対してなした懲戒処分（戒告・令和５年７月25日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（令和６年11月15日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、令和８年３月25日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、同年９月16日、最高裁判所において上告を棄却する及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

令和８年10月20日　　日本弁護士連合会

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第15号

令和８年11月15日に執行する東京都市計画土地区画整理事業品川駅北周辺地区土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第５項の規定に基づき、公告する。

令和８年11月９日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦

記

１　宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏名	住所
株式会社ＪＲ東日本ビルディング	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番８号
東海旅客鉄道株式会社	名古屋市中村区名駅一丁目１番４号
東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目２番２号
京浜急行電鉄株式会社	神奈川県横浜市西区高島一丁目２番８号
株式会社大野高輪ビル	東京都港区芝三丁目13番９号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
横浜化成株式会社	東京都港区芝五丁目31番16号

２　宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者

なし

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第17号

令和８年10月21日に執行した東京都市計画土地区画整理事業大手町土地区画整理審議会委員選挙において、宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人を、下記のとおり定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第５項の規定に基づき、公告する。

また、宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員については、当選人がなかったので、同令第38条の規定に基づき、公告する。

令和８年11月９日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦

記

宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

氏名	住所
株式会社日本経済新聞社	東京都千代田区大手町一丁目３番７号
東京都	
株式会社日本政策金融公庫	東京都千代田区大手町一丁目９番４号
三菱地所株式会社	東京都千代田区大手町一丁目１番１号
一般社団法人日本経済団体連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番２号
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目９番６号

弁理士登録公告

令和８年10月21日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
10月21日	24081	荻野　麻子
10月21日	24082	佐藤　智康
10月21日	24083	赤荻　健介
10月21日	24084	岡本　俊威
10月21日	24085	湯浅　清司
10月21日	24086	高野　和行

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
令和８年８月３日	6768	中村　公達	死亡抹消
令和８年９月29日	21445	中原　明子	申請抹消
令和８年９月30日	7552	中嶋　重光	申請抹消
令和８年９月30日	10922	福田　充広	申請抹消
令和８年９月30日	23704	青山　優衣	申請抹消
令和８年10月１日	7360	前田　和男	申請抹消

令和８年11月９日　　日本弁理士会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　愛知県弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　高山　光雄
　登録番号　12853
　事 務 所　愛知県名古屋市東区東大曽根町45―10　弁護士法人高山法律事務所
３　処分の内容　戒告
４　処分が効力を生じた年月日
　令和８年10月６日

令和８年10月23日　　日本弁護士連合会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　愛知県弁護士会
２　処分を受けた弁護士法人
　名称　弁護士法人高山法律事務所
　届出番号　Ｈ―1314
　主たる法律事務所
　　名称　弁護士法人高山法律事務所
　　所在場所　愛知県名古屋市東区東大曽根町45―10
　　所属弁護士会　愛知県弁護士会
　懲戒に係る法律事務所
　　名称　弁護士法人高山法律事務所
　　所在場所　愛知県名古屋市東区東大曽根町45―10
　　所属弁護士会　愛知県弁護士会
３　処分の内容　戒告
４　処分が効力を生じた年月日
　令和８年10月６日

令和８年10月23日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

令和８年11月９日　　岩手県教育委員会

１　氏名　葛尾　欣児　本籍地　岩手県
　免許状の種類（教科）、番号
　⑴　中学校教諭一種免許状（保健体育）
　　平13中一普第421号
　⑵　高等学校教諭一種免許状（保健体育）
　　平13高一普第561号
　⑶　中学校教諭専修免許状（保健体育）
　　平15中専普第42号
　⑷　高等学校教諭専修免許状（保健体育）
　　平15高専普第58号
　授与年月日　平成14年３月25日
　　平成16年３月25日
　授与権者　福島県教育委員会
　失効年月日　令和８年７月21日
　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号ハ及びホ）該当

教育職員免許状失効の取消公告

令和５年１月11日付け官報号外第５号で公告した次の教育職員免許状の失効を取り消す。

令和８年11月９日　　熊本県教育委員会

１　失効が取り消された免許状
　氏名　吉野　浩一　本籍地　熊本県
　生年月日　昭和37年９月15日
　免許状の授与年月日　昭和63年３月25日
　免許状の授与権者　長崎県教育委員会
　免許状の種類、番号
　⑴　小学校教諭一級普通免許状
　　昭62小一普第82号
　⑵　中学校教諭一級普通免許状（社会）
　　昭62中一普第228号
　⑶　高等学校教諭二級普通免許状（社会）
　　昭62高二普第225号
２　失効を取り消す事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号に該当しなくなったため

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性、所持金品は現金1,299円、通帳、財布、キーケース、クリアファイル、封筒、Ｓｕｉｃａカード、診察券２枚

上記の者は、令和７年４月25日、千葉県安房郡鋸南町保田65番地で発見されたもので、推定死亡年月日は令和７年４月18日頃、原因は病死。身元不明のため遺体は当町において令和７年５月１日火葬に付し、遺骨は千葉県安房郡鋸南町吉浜453番地の１妙本寺に保管してありますので、心当たりの方は、鋸南町役場保健福祉課までお申し出ください。

令和８年11月９日

千葉県　安房郡鋸南町長　白石　治和

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60歳代（推定）、性別女性、身長170cmくらい、体格肥満、手術痕等なし、着衣なし

上記の者は、令和７年９月18日午前９時26分、江戸川区中葛西３丁目31番２号エメラルドシャイン205で発見されたものです。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。

令和８年11月９日

東京都　江戸川区長　斉藤　猛

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳以上の男性、身長170cm程度、白色のフード付ジャンパー、ヒーター付ベスト（黒色）、ジーンズ、防水シューズ着用

上記の者は、令和８年３月30日に高千穂町大字岩戸の山中において白骨化した状態で発見された。死後１年以上経過しているものと推定される。遺骨は火葬に付し、町営墓地にて保管中。心当たりの方は、高千穂町福祉保険課までお申し出ください。

令和８年11月９日

宮崎県　高千穂町長　甲斐　宗之

無縁墳墓等改葬公告

一ノ宮（１）急傾斜地崩壊対策事業のために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和８年11月９日　高　知　県

１　墳墓等所在地　高知県安芸市井ノ口字猿カホキ甲2958

１　墳墓等の名称　不詳

１　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　嶋崎作次・妻銀、山崎、嶋崎瀧蔵、嶋崎竹輿、島崎永平夫婦、島崎惣兵衛・妻、他全て不詳

１　改葬を行おうとする者　高知県安芸市矢ノ丸一丁目４番36号安芸総合庁舎３階　高知県安芸土木事務所長　高橋　英俊

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年11月９日

富山県知事　新田　八朗

記

農事組合法人月岡営農組合

富山県富山市上千俣８６８番地

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

青森県十和田市東二十二番町三〇番二六号

合同会社青幸

清算人　横田　哲平

解散公告

当法人は、令和八年十月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

青森県青森市浜田二丁目一九番六号

一般社団法人ファミソーレ

清算人　柿崎　有砂

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

岩手県陸前高田市竹駒町字滝の里二五ノ九

有限会社鈴清

代表清算人　鈴木　俊治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

宮城県石巻市大街道北三丁目八番二七号

株式会社一文字屋

代表清算人　一瀬　浜子

解散公告

当社は、令和八年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

茨城県龍ケ崎市松ケ丘一丁目七番地七

株式会社茨城総建工業

代表清算人　渡部　博

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

茨城県水戸市大工町三丁目一一番一一号

有限会社アームコンサルティング

清算人　萩谷　暁夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

埼玉県久喜市久喜東一丁目二九番三六号

ゼネラルライト株式会社

代表清算人　斎藤　俊文

解散公告

当社は、令和八年十一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

埼玉県本庄市東台五丁目一番三六号

有限会社エスティコンサルタント

清算人　関口　一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

埼玉県さいたま市西区塚本町三丁目一五〇番地

有限会社横山左官工業

清算人　杉崎佐都美

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

埼玉県日高市武蔵台一丁目二六番六

有限会社武蔵堂

清算人　宇津木俊子

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

埼玉県川越市新宿町六―三六―一七

合同会社金宴

代表清算人　金　艶

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

千葉県千葉市中央区中央三丁目一六番一号

デュオヒルズ千葉中央九〇三号

Ｔｅｒｉｚｏｎ合同会社

清算人　金　善國

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都渋谷区笹塚一丁目六〇番五号

山和企画株式会社

代表清算人　横山　知枝

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都江戸川区小松川二丁目四番五―一〇二号

不動産総合リース株式会社

代表清算人　鈴木　真奈

解散公告

当法人は、令和八年九月十六日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都西東京市東町三丁目五番一七号

特定非営利活動法人日本厳新気功科学学会

清算人　室井　圭子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都中央区新川一丁目二四番一二号ＳＨビル八階

子博株式会社

代表清算人　林　榛

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都港区西麻布四丁目一番四号西麻布Ｍ　Ｋビル五階　一般財団法人ともにいきる会

清算人　戚　凱鵬

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年九月二十二日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都多摩市関戸一丁目七番五号

株式会社コープブレッドイースト

代表清算人　金井　道夫

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に対し債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都江東区森下三丁目三番五号

リーマン株式会社

代表清算人　新谷　太

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都台東区上野五丁目一六番二号

クボタ株式会社

代表清算人　久保田恒夫

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都港区南青山二丁目二番一五号Ｗｉｎ　Ａｏｙａｍａビル―ＵＣＦ９１７

株式会社テイクドリーム

代表清算人　上野　武志

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都豊島区北大塚一丁目一三番一七号

日本綜合地所大塚ビル一Ｆ

株式会社フェアキャリアテック

代表清算人　石田　有

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和八年十一月六日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジャパン・アサマ特定目的会社

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、令和八年十一月六日付の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

合同会社ジーテン・ジャパン・ワン

清算人　石倉　一人

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都江戸川区北小岩五丁目三六―八

フジハイツ二〇二号

代表清算人　顧　明

解散公告

当社は、令和八年九月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

神奈川県川崎市川崎区駅前本町一一番地二

川崎フロンティアビル四階

ｖｃｏｎｎｅｃｔ株式会社

代表清算人　伊丹　一輝

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都江戸川区小松川二丁目四番五―一〇二号

不動産総合リース株式会社

代表清算人　鈴木　真奈

解散公告

当法人は、令和八年九月十六日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都西東京市東町三丁目五番一七号

特定非営利活動法人日本厳新気功科学学会

清算人　室井　圭子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都中央区新川一丁目二四番一二号ＳＨビル八階

子博株式会社

代表清算人　林　榛

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都港区西麻布四丁目一番四号西麻布Ｍ　Ｋビル五階　一般財団法人ともにいきる会

清算人　戚　凱鵬

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年九月二十二日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都多摩市関戸一丁目七番五号

株式会社コープブレッドイースト

代表清算人　金井　道夫

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に対し債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都江東区森下三丁目三番五号

リーマン株式会社

代表清算人　新谷　太

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都台東区上野五丁目一六番二号

クボタ株式会社

代表清算人　久保田恒夫

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都港区南青山二丁目二番一五号Ｗｉｎ　Ａｏｙａｍａビル―ＵＣＦ９１７

株式会社テイクドリーム

代表清算人　上野　武志

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都豊島区北大塚一丁目一三番一七号

日本綜合地所大塚ビル一Ｆ

株式会社フェアキャリアテック

代表清算人　石田　有

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和八年十一月六日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジャパン・アサマ特定目的会社

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、令和八年十一月六日付の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

合同会社ジーテン・ジャパン・ワン

清算人　石倉　一人

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都江戸川区北小岩五丁目三六―八

フジハイツ二〇二号

代表清算人　顧　明

解散公告

当社は、令和八年九月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

神奈川県川崎市川崎区駅前本町一一番地二

川崎フロンティアビル四階

ｖｃｏｎｎｅｃｔ株式会社

代表清算人　伊丹　一輝

解散公告

当社は、令和八年一月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

神奈川県川崎市多摩区菅二丁目一六番八号
アイランドメゾン一〇四
合同会社Ｒｅｌａｖｉｅ
清算人　植田　留以

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

横浜市港北区高田西三丁目三七番四五号
共栄ラボ株式会社
代表清算人　阿部　正

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

川崎市多摩区宿河原一丁目四番一―四〇二号
株式会社ニミコジャパン
代表清算人　木村　智恵

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

神奈川県相模原市中央区淵野辺本町三丁目一四番五号小川倉庫一〇二
株式会社エクセレント
代表清算人　坂井　誠

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

神奈川県大和市草柳一丁目一九番地九
田園リビングマート三号室
日本金若和株式会社
代表清算人　顧　明

解散公告

当社は、令和八年十月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

新潟市西区平島一三一六番地三
株式会社Ｔ・Ｍダイニング
代表清算人　吉井　勉

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により、令和八年十月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

福井県敦賀市若葉町三丁目一七〇二番地
有限会社相木
清算人　相木　長八

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

長野県飯田市座光寺九番地二五
有限会社共栄レンタカー
清算人　高木　保良

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

長野県諏訪郡下諏訪町八八七九番地
株式会社保険ショップＳ・Ｍ・Ａ
清算人　佐野　勝則

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

静岡県浜松市中央区鍛冶町一五番
合同会社ＥＳ
代表清算人　狩野　覚

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

愛知県豊明市二村台七丁目一七番地の一一
有限会社ノイヤール
清算人　隈部　泰男

解散公告

当社は、令和八年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

名古屋市南区呼続元町一〇―六五
株式会社キック一級建築士事務所
代表清算人　小野田　聡

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

滋賀県草津市大路一丁目一六番一六号エルミナリュクス三〇二
合同会社辻本商会
清算人　辻本真佐治

解散公告

当社は、令和八年十月十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

京都市下京区西七条北東野町一〇七
株式会社ムツダ物流
代表清算人　陸田　知里

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

京都市左京区田中大堰町九一番地
有限会社オーガニック雪花菜フーズ
清算人　萩崎　智子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

大阪市天王寺区逢阪一丁目二番四号福悠ビル三〇一号
特定非営利活動法人楽しく伝える・キャリアをつくるネットワーク
清算人　西道　広美

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

大阪府堺市堺区戎之町東一丁一番一一号

特定非営利活動法人歩歩歩

清算人　井上　史子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

大阪市西区九条一丁目一二番八号

Ｎｅｘｔ　Ｇｅｎ　Ｐｌｕｓ株式会社

代表清算人　朱　　明勇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

大阪市西淀川区佃三丁目一九番一号ユニハイム千船五〇一号室

代表清算人　中野　朋子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

大阪市生野区小路東六―八―一七昭和エクセルビュー東大阪一〇三―Ｇ〇三

株式会社総合健康技術研究所

代表清算人　方　　斌

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

大阪市大正区三軒家西三丁目四番一六号

中山ビル二〇五Ｂ

代表清算人　朱　　威楨

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

大阪府豊中市服部豊町一丁目五番一一の一号

株式会社カーディナル・コンピュータ

代表清算人　渡邉　　茂

解散公告

当社は、令和八年十月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

大阪府四條畷市清滝中町一八―五

ＥＶＥＲ　ＹＯＵＲＳ合同会社

代表清算人　上田　龍生

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

大阪府摂津市鳥飼上四丁目七番七号

有限会社ビーテック

清算人　吉川比呂司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

大阪市西成区玉出中一丁目一〇―四

株式会社ヒトシア

代表清算人　藤田　正宏

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

大阪市中央区瓦町一―三―二―三一〇号

新環軟件株式会社

代表清算人　リュウギンシャ

解散公告

当社は、令和八年九月三十日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

広島市安佐北区狩留家町二九〇三番一

Ｊａｉｃ　Ｄ＆Ｉ　Ｐｒｏｊｅｃｔ　Ｗｅｓｔ合同会社

清算人　ＪＡＩＣ・キャピタル・パートナーズ株式会社

職務執行者　柴田　裕康

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

山口県下関市大字延行六八一番地二

株式会社Ｓｕｇａｒ

代表清算人　佐藤　太一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

徳島市伊月町四丁目一七番地

有限会社天野商店

清算人　天野　員衣

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

長崎県五島市玉之浦町荒川二七九番地

有限会社スプラウト三葉家

清算人　山下　恭二

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

大分県日田市大字十二町四七五―一

乾元中日貿易株式会社

代表清算人　廉志軒

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

鹿児島市星ヶ峯一丁目一七番二号

有限会社イーコミュニティ．コム

清算人　堂園　　浩

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年十月二日札幌地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

札幌市南区（札幌郡豊平町字豊瀧一一七三番地）　宗教法人信行教會

清算人　弁護士　小倉　泰彦

連絡先　札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地一六七　南一条法務税務センター九階　中島・野口法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議により、令和八年九月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

広島市南区皆実町四丁目八番八号　医療法人住谷内科・消化器内科・リハビリテーション科

清算人　住谷　彰夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月十三日開催の理事会及び令和八年六月二十一日開催の評議員会の議決により令和八年九月三十日長野県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

長野県上田市上丸子三〇三番地　学校法人丸子学園

清算人　田中　久子

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

京都市伏見区淀池上町一六〇番地二〇　医療法人ふくはら歯科クリニック

清算人　福原　荘太

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月九日

大阪府守口市金下町一丁目八番六号　医療法人石田医院

清算人　石田　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字鮫町字大槻窪三〇番地一、最後の住所青森県八戸市柏崎一丁目一番八号　エトワール八戸第二―一〇八

被相続人　亡　風張久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

青森県八戸市内丸三丁目二番五号　司法書士法人わかば法務事務所

相続財産清算人　司法書士　久保　隆明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市泉菅野二丁目七番、最後の住所秋田県秋田市泉菅野二丁目七番一号

被相続人　亡　進藤　秋作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

秋田県秋田市川元開和町九番一号　朝日ビジネスビル二階　西野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　西野三紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県長井市泉一四三四番地三号、最後の住所山形県長井市泉一四三四番地の三号

被相続人　亡　遠藤　弘美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

山形県長井市四ツ谷二丁目一番二九号

相続財産清算人　司法書士　樋口　泰栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県伊勢原市上粕屋二八五四番地五、最後の住所茨城県古河市女沼一四六八番地二一

被相続人　亡　鈴木　一枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

事務所茨城県古河市本町一丁目四番四号　小野寺法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小野寺信次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市真鍋六丁目一九番、最後の住所茨城県土浦市真鍋六丁目一九番三六号

被相続人　亡　浦川　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

茨城県土浦市港町一丁目七番三号櫻井ビルⅡ六階Ａ　小菅綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小菅　稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市緑三丁目三四番、最後の住所栃木県宇都宮市宿郷五丁目二三番六号グレイス城東四〇一　被相続人　亡　齋藤　悦美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

栃木県宇都宮市下戸祭一丁目二番四号赤羽ハイツ一階　八幡山法律事務所

相続財産清算人　弁護士　服部　有

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区湯島二丁目三九番地、最後の住所不明　被相続人　亡　矢野榛太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

埼玉県桶川市東一丁目八番二号ドエル桶川Ⅲ二号

相続財産清算人　弁護士　渡辺　俊和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市長在家六二八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小川　武芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

埼玉県深谷市西島町三丁目一五番六号五ｔｈパティーナ二階内田徹法律事務所

相続財産清算人　弁護士　内田　徹

第２期決算公告

令和８年11月９日　札幌市北区北二十一条西十二丁目２番地　北大ビジネス・スプリング

株式会社メカノクロス

代表取締役　坂田　一樹

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	694,605	流動負債	40,099
固定資産	59,801	固定負債	65,326
繰延資産	505	株主資本	649,486
		資本金	20,000
		資本剰余金	828,196
		資本準備金	828,196
		利益剰余金	△198,710
		その他利益剰余金	△198,710
		（うち当期純損失）	(146,649)
資産合計	754,911	負債・純資産合計	754,911

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市増富四一三番地一、最後の住所埼玉県春日部市増富四一三番地一春日部ハイデンス三―三〇四

被相続人　亡　大越　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

埼玉県春日部市粕壁東二丁目三番三四号根本ビル二階

相続財産清算人　弁護士　冨永　大右

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市東領家二丁目一番、最後の住所埼玉県川口市大字東本郷一七九三番地の五

被相続人　亡　石川　純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目一一番地一二号さくらビル四階さいたま浦和法律事務所

相続財産清算人　弁護士　三上　将延

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋茅場町三丁目一四番地六、最後の住所東京都江東区大島八丁目三四番一一―三一二号

被相続人　亡　武藤まゆみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

東京都新宿区四谷三栄町三番七号森山ビル東館三階　永野・山下・平本法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山下　敏雅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区桜台二丁目四六番地、最後の住所東京都練馬区桜台二丁目四六番一四号

被相続人　亡　柳田　友浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

事務所東京都千代田区麹町四丁目三番五号Ｋｉｏｉｃｈｏ４３５　三階　吉田・神山法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉田崇一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市泉区上飯田町一二七二番地七、最後の住所横浜市泉区上飯田町一二七二番地七

被相続人　亡　安仁屋明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

神奈川県横浜市中区山下町二二三―一ＮＵ関内ビル四階シーサイド横浜法律事務所

相続財産清算人　弁護士　織田　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市八幡一四三二番地、最後の住所新潟県佐渡市八幡一四三二番地一

被相続人　亡　安達　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

事務所新潟県佐渡市河原田本町三九四番地

法テラス佐渡法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中田　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中央区豊西町九〇八番地三、最後の住所静岡県菊川市上平川一三九番地の三　ふるさとホーム菊川

被相続人　亡　田代　明弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

静岡県掛川市南一丁目六番地一五　キヨミズキャンパス一Ｄ号室　北川法律事務所

相続財産清算人　弁護士　北川　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市桃里三七〇番地二の二、最後の住所静岡県沼津市桃里四二二番地の二

被相続人　亡　長橋　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

静岡県三島市中田町六番三三号　原島法律事務所

相続財産清算人　弁護士　原島　年央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県駒ヶ根市中沢六一三二番地、最後の住所愛知県豊明市新田町吉池二四番地一サンハウス豊明中央四Ｂ号

被相続人　亡　竹村　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目五番三三号名古屋有楽ビル一〇階一〇〇二号室山口央法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山口　央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍津市稲葉町二七四七番地、最後の住所名古屋市南区前浜通五丁目二番地の三四

被相続人　亡　久世　展弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日

名古屋市中区丸の内二丁目八番一一号　セブン丸の内ビル七Ｂ　武田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　武田　鉄平

第３期決算公告　　令和８年11月９日

札幌市中央区南２条西８丁目３－１

大光ビル２階さっぽろＲオフィス大通Ｄ室

株式会社栄瑠

代表取締役　田井　秀典

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,182
	固定資産	6,576
	繰延資産	357
	資産合計	**9,116**
負純資産の債及び部	流動負債	1,113
	株主資本	8,003
	資本金	8,143
	資本剰余金	4,489
	資本準備金	4,489
	利益剰余金	△4,630
	その他利益剰余金	△4,630
	（うち当期純損失）	(1,215)
	負債・純資産合計	**9,116**

第 58 期 決 算 公 告

令和８年11月９日

札幌市中央区南９条西８丁目１番26号

オリンピア南９条マンション503号

株式会社六乾倉庫

代表取締役　田井　秀典

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	593
	固定資産	47,694
	資産合計	**48,288**
負純資産の債及び部	流動負債	11,606
	株主資本	36,682
	資本金	41,068
	資本剰余金	3,067
	利益剰余金	△7,452
	その他利益剰余金	△7,452
	（うち当期純損失）	(7,333)
	負債・純資産合計	**48,288**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県山県市出戸六六一番地、最後の住所名古屋市北区大野町一丁目一番地アーバンラフレ志賀五棟五〇四号
被相続人　亡　洞山　敏郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日
名古屋市中区丸の内二丁目一九番二五号MS桜通七階　弁護士法人片岡法律事務所
相続財産清算人　弁護士　高木　誠之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市児島通生二〇八九番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　北岡　雪子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日
岡山県倉敷市阿知三丁目三番一号大橋ビル三階　弁護士法人あおば中央法律事務所
相続財産清算人　弁護士　濱田　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川七五五八番地、最後の住所愛媛県伊予郡砥部町宮内二三九五番地　被相続人　亡　黒床　浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日
愛媛県松山市三番町四丁目九番地八　松本ビル三階
相続財産清算人　弁護士　谷　勇輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南市樽井四丁目一九一六番地、最後の住所福岡県北九州市小倉北区昭和町一五番一六―三〇四号
被相続人　亡　東野　孚稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日
福岡県北九州市八幡西区折尾四丁目六番一六号折尾YSビル三階　折尾駅前法律事務所
相続財産清算人　山下　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区柳町二丁目七番地一一、最後の住所北九州市若松区青葉台西六丁目二番一八号　被相続人　亡　米田　民子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月九日
北九州市小倉北区大手町一三番一三―二二一号
相続財産清算人　司法書士　奥原　良子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　管澤　雅三
　従来の住所　横浜市中区松影町三丁目九番地　九いちよう館五一四号室
　生年月日　昭和四十年三月十七日
二　供託所　横浜地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第五五九〇号
四　供託金額　一、八一六、四三九円
五　裁判所　横浜家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和七年（家）第四五一〇九号

令和八年十一月九日
神奈川県横浜市中区日本大通六〇朝日生命横浜ビル七階
不在者財産管理人　弁護士　本間　春代

第77期決算公告　令和8年11月9日
石川県金沢市片町二丁目7番6号
株式会社石川県教科書販売所
代表取締役社長　宇都宮元樹

貸借対照表の要旨（令和8年8月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	154,142
	固定資産	53,185
	合計	207,327
負債及び純資産の部	流動負債	41,763
	固定負債	5,000
	退職給与引当金	5,000
	株主資本	160,563
	資本金	10,500
	利益剰余金	150,063
	利益準備金	2,625
	その他利益剰余金	147,438
	（うち当期純利益）	(8,700)
	合計	207,327

第4期決算公告　令和8年11月9日
東京都港区南青山三丁目3番3号
リビエラ南青山ビルA館211
株式会社WE　TRUCK
代表取締役　大野　博司

貸借対照表の要旨（令和8年2月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	83,434
	固定資産	127,362
	合計	210,796
負債及び純資産の部	流動負債	46,931
	株主資本	163,865
	資本金	144,679
	資本剰余金	139,616
	資本準備金	139,616
	利益剰余金	△120,431
	その他利益剰余金	△120,431
	（うち当期純損失）	(78,448)
	合計	210,796

第24期決算公告
令和8年11月9日
群馬県前橋市富田町1674番地8
株式会社ザスパ
代表取締役社長　細貝　萌

貸借対照表の要旨（令和8年6月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	422
	固定資産	98
	資産合計	520
負債及び純資産の部	流動負債	350
	固定負債	46
	株主資本	123
	資本金	100
	資本剰余金	1,019
	利益剰余金	△995
	その他利益剰余金	△995
	（うち当期純損失）	(212)
	負債・純資産合計	520

第70期決算公告
令和8年10月2日
山口県熊毛郡平生町横割584
柳井紙工株式会社
代表取締役　藏本　栄治

貸借対照表の要旨
（令和8年7月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,437
	固定資産	1,469
	合計	3,906
負債及び純資産の部	流動負債	1,578
	固定負債	312
	株主資本	2,016
	資本金	45
	利益剰余金	1,971
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	1,960
	（うち当期純利益）	(18)
	合計	3,906

第41期決算公告　令和8年10月30日
大阪市平野区西脇3丁目2番7号
株式会社サンワード商会
代表取締役　西尾　幸也

貸借対照表の要旨（令和8年8月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	658,630
	固定資産	1,803,590
	合計	2,462,220
負債及び純資産の部	流動負債	78,583
	固定負債	1,665,957
	株主資本	717,681
	資本金	30,000
	資本剰余金	43,000
	資本準備金	43,000
	利益剰余金	644,681
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	643,481
	（うち当期純利益）	(80,273)
	合計	2,462,220

第71期決算公告　令和8年10月16日
愛知県名古屋市千種区小松町七丁目39
株式会社サンコール
代表取締役　今牧　亮輔

貸借対照表の要旨（令和8年8月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,169,187
	固定資産	2,684,768
	合計	5,853,955
負債及び純資産の部	流動負債	296,415
	固定負債	14,000
	株主資本	5,543,540
	資本金	48,000
	資本剰余金	15,125
	資本準備金	15,125
	利益剰余金	5,480,415
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	5,468,415
	（うち当期純利益）	(211,774)
	合計	5,853,955

第 12 期決算公告　令和８年11月９日
札幌市西区山の手二条四丁目１－９
こだまリサーチ株式会社
代表取締役　吉澤　慶記
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,231
	固定資産	8,170
	資産合計	50,401
負純資債及産のび部	流動負債	12,203
	固定負債	254
	株主資本	37,944
	資本金	2,000
	利益剰余金	35,944
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	35,444
	（うち当期純利益）	(7,236)
	負債・純資産合計	50,401

決算公告　令和８年11月９日
熊本県八代市本町三丁目３番１号
株式会社富田商店
代表取締役　冨田　康弘
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	94,081
	固定資産	33,490
	有形固定資産	3,353
	投資等	30,136
	合計	127,572
負純資債及産のび部	流動負債	187
	株主資本	127,384
	資本金	10,000
	利益剰余金	117,384
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	114,884
	（うち当期純利益）	(1,228)
	合計	127,572

決　算　公　告
令和８年 11 月９日
熊本県八代市本町三丁目３番１号
株式会社ＴＯＭＩＴＡ
代表取締役　冨田　正夫
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	109,354
	固定資産	331,642
	合計	440,996
負純資債及産のび部	流動負債	4,874
	株主資本	436,122
	資本金	140
	資本剰余金	7,319
	その他資本剰余金	7,319
	利益剰余金	428,662
	その他利益剰余金	428,662
	（うち当期純損失）	(21,021)
	合計	440,996

第７期決算公告　令和８年９月28日
東京都千代田区神田錦町１－23－８
THE　SKY　GranDEAR神田錦町９Ｆ
株式会社Ｍｅｃａｒａ
代表取締役　川又　尋美
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	157,547
	固定資産	91,490
	資産合計	249,038
負純資債及産のび部	流動負債	8,843
	固定負債	159,394
	株主資本	35,800
	資本金	63,624
	資本準備金	20,824
	利益剰余金	△48,647
	その他利益剰余金	△48,647
	（うち当期純損失）	(21,231)
	新株予約権	45,000
	負債・純資産合計	249,038

第６期決算公告
令和８年 11 月９日
千葉県市原市玉前西一丁目６番地11
ホーザンアセットマネジメント株式会社
代表取締役　山﨑　克哉
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	81
	固定資産	2,015
	合計	2,096
負純資債及産のび部	流動負債	134
	固定負債	1,930
	株主資本	30
	資本金	5
	利益剰余金	25
	その他利益剰余金	25
	（うち当期純利益）	(11)
	合計	2,096

第64期決算公告　令和８年11月９日
千葉県市原市玉前西二丁目４番地37
アゾマ株式会社
代表取締役　山﨑　克哉
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,664
	固定資産	9,352
	合計	11,016
負純資債及産のび部	流動負債	2,625
	固定負債	6,986
	株主資本	1,405
	資本金	98
	資本剰余金	15
	資本準備金	15
	利益剰余金	1,292
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	1,282
	（うち当期純利益）	(233)
	合計	11,016

第14期決算公告
令和８年６月30日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社ロッキング・オン・ジャパン
代表取締役　海津　亮
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,080,421
	固定資産	921,821
	資産合計	8,002,242
負純資債及産のび部	流動負債	4,040,390
	株主資本	3,961,852
	資本金	30,000
	利益剰余金	3,931,852
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	3,929,352
	（うち当期純利益）	(1,305,617)
	負債・純資産合計	8,002,242

第44期決算公告
令和８年６月30日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社ロッキング・オン
代表取締役　山崎洋一郎
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,917,699
	固定資産	3,855
	資産合計	2,921,554
負純資債及産のび部	流動負債	383,600
	株主資本	2,537,954
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,507,954
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,500,454
	（うち当期純利益）	(13,590)
	負債・純資産合計	2,921,554

第15期決算公告　令和８年６月30日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社
ロッキング・オン・ホールディングス
代表取締役　海津　亮
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,668,530
	固定資産	4,285,845
	資産合計	10,954,375
負純資債及産のび部	流動負債	4,437,367
	株主資本	6,517,008
	資本金	30,000
	資本剰余金	3,010,045
	その他資本剰余金	3,010,045
	利益剰余金	3,513,800
	その他利益剰余金	3,513,800
	（うち当期純利益）	(2,960,783)
	自己株式	△36,837
	負債・純資産合計	10,954,375

第３期決算公告
令和８年 11 月９日
東京都千代田区丸の内一丁目３番２号
ギョベクリテペリーシング株式会社
代表取締役　坂本　隼人
貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,341,302
	固定資産	5,160,785
	合計	8,502,087
負純資債及産のび部	流動負債	564,733
	固定負債	7,934,564
	株主資本	2,790
	資本金	3,000
	利益剰余金	△210
	（その他利益剰余金）	(△210)
	合計	8,502,087

㈱　当期純利益　　8千円

第５期決算公告　令和８年11月９日
東京都千代田区麹町三丁目３番地８
株式会社キカリ
代表取締役　倉谷　匠
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	316,335
	固定資産	23,235
	資産合計	339,571
負純資債及産のび部	流動負債	204,799
	インセンティブ手当引当金	576
	株主資本	134,771
	資本金	56,000
	資本剰余金	55,000
	資本準備金	55,000
	利益剰余金	23,771
	その他利益剰余金	23,771
	（うち当期純利益）	(50,607)
	負債・純資産合計	339,571

第５期決算公告　令和８年11月９日
東京都千代田区麹町三丁目３番地８
株式会社アットマーク
代表取締役　溝部　正太
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	272,109
	固定資産	434,068
	資産合計	706,178
負純資債及産のび部	流動負債	65,572
	固定負債	31,540
	株主資本	609,066
	資本金	100,000
	資本剰余金	461,998
	資本準備金	279,999
	その他資本剰余金	181,999
	利益剰余金	47,068
	その他利益剰余金	47,068
	（うち当期純損失）	(37,980)
	負債・純資産合計	706,178

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年九月三十日を効力発生日とする株式会社ファミリー及び株式会社ファミリー・コアとの株式交換により増加した資本準備金の増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月九日

埼玉県熊谷市宮前町二丁目一三〇番地
株式会社大昇
代表取締役　木本　陽一

第26期決算公告

令和８年11月９日
埼玉県熊谷市宮前町二丁目130番地
株式会社大昇
代表取締役　木本　陽一

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	461,185
	固定資産	735,379
	合計	1,196,564
負債及び純資産の部	流動負債	339,566
	固定負債	587,486
	株主資本	269,511
	資本金	3,000
	利益剰余金	267,511
	その他利益剰余金	267,511
	（うち当期純利益）	(2,873)
	自己株式	△　1,000
	合計	1,196,564

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十四億九百九十九万七千四百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月九日

東京都大田区平和島六丁目一番一号
Ｔｕｒｉｎｇ株式会社
代表取締役　山本　一成

第５期決算公告

令和８年11月９日
東京都大田区平和島６丁目１番１号
Ｔｕｒｉｎｇ株式会社
代表取締役　山本　一成

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,569,138
	固定資産	459,333
	資産合計	18,028,472
負債及び純資産の部	流動負債	2,526,898
	固定負債	5,524,532
	株主資本	9,977,041
	資本金	30,000
	資本剰余金	14,106,607
	資本準備金	8,338,545
	その他資本剰余金	5,768,061
	利益剰余金	△4,159,565
	その他利益剰余金	△4,159,565
	（うち当期純損失）	(4,159,565)
	負債・純資産合計	18,028,472

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月九日

名古屋市中区丸の内一丁目一四番二四号
株式会社スマートスマーツ
代表取締役　石川　哲也

第16期決算公告

令和８年11月９日
名古屋市中区丸の内一丁目14番24号
株式会社スマートスマーツ
代表取締役　石川　哲也

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	64,258
	固定資産	12,560
	合計	76,818
負債及び純資産の部	流動負債	4,472
	固定負債	100,507
	株主資本	△28,161
	資本金	20,000
	利益剰余金	△48,161
	その他利益剰余金	△48,161
	（うち当期純損失）	(13,790)
	合計	76,818

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社創永新社（住所岡山県倉敷市児島駅前一丁目五四番地）に対して当社の不動産売買並びに賃貸借に関する事業、有価証券の取得、保有、管理及び売却に関する事業、株式・社債等の有価証券への投資及び運用に関する事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月九日

岡山県倉敷市児島駅前一丁目五四番地
瀬戸興業株式会社
代表取締役　永山いずみ

第59期決算公告

令和８年11月９日
岡山県倉敷市児島駅前一丁目54番地
瀬戸興業株式会社
代表取締役　永山いずみ

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	108
	固定資産	240,687
	合計	240,796
負債及び純資産の部	流動負債	—
	固定負債	915
	株主資本	239,880
	資本金	30,000
	利益剰余金	209,880
	その他利益剰余金	209,880
	（うち当期純損失）	(273)
	合計	240,796

第１期決算公告

令和８年11月９日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号
ユニオン58リーシング株式会社
代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,672
	合計	2,672
負債及び純資産の部	流動負債	23
	株主資本	2,649
	資本金	3,000
	利益剰余金	△351
	（その他利益剰余金）	(△351)
	合計	2,672

㈱　当期純損失　351千円

第１期決算公告

令和８年11月９日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号
ユニオン59リーシング株式会社
代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,672
	合計	2,672
負債及び純資産の部	流動負債	23
	株主資本	2,649
	資本金	3,000
	利益剰余金	△351
	（その他利益剰余金）	(△351)
	合計	2,672

㈱　当期純損失　351千円

第31期決算公告

令和８年11月９日
大阪市淀川区宮原五丁目１番18号
新大阪サンアールセンタービル10階
コリン・ジャパン株式会社
代表取締役　荻原　浩

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,314,984
	固定資産	128,394
	合計	1,443,378
負債及び純資産の部	流動負債	716,454
	株主資本	726,924
	資本金	92,000
	利益剰余金	634,924
	利益準備金	22,481
	その他利益剰余金	612,443
	（うち当期純利益）	(29,692)
	合計	1,443,378

第78期決算公告

令和８年11月９日
東京都目黒区目黒本町六丁目１番19号
株式会社キミン堂薬局
代表取締役　細谷　郁夫

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,388
	固定資産	79,444
	合計	121,833
負債及び純資産の部	流動負債	33,750
	固定負債	70,613
	株主資本	17,470
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,470
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	5,970
	（うち当期純利益）	(985)
	合計	121,833

第 37 期 決 算 公 告

令和８年11月９日
横浜市磯子区森一丁目５番21号
株式会社ウドネ
代表取締役　有渡根　智

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	921,681
	固定資産	35,495
	合計	957,176
負債及び純資産の部	流動負債	545,955
	固定負債	21,350
	株主資本	389,871
	資本金	10,000
	利益剰余金	379,871
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	377,371
	（うち当期純利益）	(74,741)
	合計	957,176

第 26 期決算公告

令和８年11月９日
香川県丸亀市綾歌町岡田下346番地３
株式会社グッドクリエイト
代表取締役　山本　真大

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	89,709,625
	固定資産	230,421,752
	繰延資産	200,000
	資産合計	320,331,377
負債及び純資産の部	流動負債	49,449,575
	固定負債	145,600,000
	株主資本	125,281,802
	資本金	227,800,000
	資本剰余金	182,800,000
	資本準備金	182,800,000
	利益剰余金	△285,318,198
	その他利益剰余金	△285,318,198
	（うち当期純利益）	(669,028)
	負債・純資産合計	320,331,377

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億四千八百十七万円、資本準備金の額を金三千七百十四万三千百九十八円減少することにいたしました。

なお、本件資本金及び資本準備金の額の減少は、令和八年十一月二十六日開催予定の臨時株主総会における承認を条件とし、その効力発生日を令和八年十二月十八日とするものです。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は、次のとおりです。

令和八年十一月九日
香川県丸亀市綾歌町岡田下三四六番地三
株式会社グッドクリエイト
代表取締役　山本　真大

第 2 期 決 算 公 告

令和８年11月９日
東京都目黒区青葉台三丁目15番15号202
スコラ株式会社
代表取締役　竹谷　祐哉

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	32,035	流動負債	4,706
固定資産	24,529	固定負債	39,501
繰延資産	196	株主資本	△23,706
		資本金	98,316
		資本剰余金	97,831
		資本準備金	97,831
		利益剰余金	△219,853
		その他利益剰余金	△219,853
		（うち当期純損失）	(96,834)
		新株予約権	36,260
資産合計	56,761	負債・純資産合計	56,761

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六百四十四万六千五百二円、資本準備金の額を一億一千五百九十六万千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月九日
東京都目黒区青葉台三丁目一五番一五号二〇二
スコラ株式会社
代表取締役　竹谷　祐哉

決　算　公　告

令和８年11月９日
大阪市北区大淀中一丁目18番１号
株式会社カマタ
代表取締役　山田　真

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	261,715	流動負債	83,597
固定資産	523,325	固定負債	270,434
		株主資本	428,966
		資本金	30,000
		利益剰余金	398,966
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	395,966
		（うち当期純利益）	(15,166)
		評価・換算差額等	2,043
		その他有価証券評価差額金	2,043
資産合計	785,040	負債・純資産合計	785,040

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百五十万円減少し二千二百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十日であり、株主総会の決議は、令和八年十月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月九日
大阪市北区大淀中一丁目一八番一号
株式会社カマタ
代表取締役　山田　真

第 51 期 決 算 公 告

令和８年11月９日　　福井県大野市下丁８号１番地１
株式会社タニコーテック
代表取締役　中川　芳典

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,425,685,522	流動負債	1,703,271,243
固定資産	813,637,293	賞与引当金	27,440,000
		固定負債	258,893,406
		役員退職給与引当金	26,730,000
		退職給付引当金	△513,723,618
		株主資本	277,158,166
		資本金	250,000,000
		資本剰余金	241,350,000
		資本準備金	241,350,000
		利益剰余金	△214,191,834
		利益準備金	4,000,000
		その他利益剰余金	△218,191,834
		（うち当期純損失）	(126,463,263)
合計	2,239,322,815	合計	2,239,322,815

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億五千万円減少し金一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十一日であり、株主総会の決議は令和八年十一月十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月九日
福井県大野市下丁八号一番地一
株式会社タニコーテック
代表取締役　中川　芳典

官報

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時３０分に官報発行サイトにおいて発行され、直近９０日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

第37期決算公告

令和８年11月９日
兵庫県尼崎市大浜町２丁目57番地
シム技研株式会社
代表取締役　酒井　節雄

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	230,454
	固定資産	24,437
	合計	254,891
負純資産の債及び部	流動負債	64,795
	（うち賞与引当金）	(5,157)
	固定負債	59,158
	株主資本	130,938
	資本金	10,000
	利益剰余金	120,938
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	118,438
	（うち当期純利益）	(21,731)
	合計	254,891

決算公告

令和８年11月９日
東京都足立区千住橋戸町23番地
千住ホールディングス株式会社
代表取締役社長　鈴木　良一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,372
	固定資産	7,662
	合計	10,035
負純資産の債及び部	流動負債	416
	固定負債	4,315
	株主資本	5,303
	資本金	100
	利益剰余金	5,203
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	5,103
	（うち当期純利益）	(409)
	合計	10,035

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億三千五百三万六百五十円、資本準備金の額を五億三千五百三万六百五十円、それぞれ減少することといたしました。

ただし、令和八年十月二十七日に株式を発行し、資本金の額および資本準備金の額がそれぞれ、同額増加したため、効力発生日後の資本金の額および資本準備金の額は、いずれも当該株式発行の直前の額を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月九日
東京都足立区千住橋戸町二三番地
千住ホールディングス株式会社
代表取締役社長　鈴木　良一

第53期決算公告

令和８年10月19日
長崎市田中町587番地１
株式会社イシマル
代表取締役　石丸　太望

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,535
	固定資産	1,116
	合計	2,652
負純資産の債及び部	流動負債	1,315
	固定負債	324
	（退職給付引当金）	(289)
	株主資本	1,012
	資本金	50
	利益剰余金	962
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	950
	（うち当期純利益）	(111)
	合計	2,652

第38期決算公告

令和８年11月９日
東京都品川区上大崎二丁目24番11号目黒西口マンション２号館202号
株式会社シティ
代表取締役　市橋　康男

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,607,342
	固定資産	490,478
	資産合計	4,097,820
負純資産の債及び部	流動負債	455,739
	株主資本	3,642,081
	資本金	16,000,000
	利益剰余金	△12,357,919
	利益準備金	160,000
	その他利益剰余金	△12,517,919
	（うち当期純損失）	(832,818)
	負債・純資産合計	4,097,820

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六百万円減少し金一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月九日
東京都品川区上大崎二丁目二四番一一号目黒西口マンション二号館二〇二号
株式会社シティ
代表取締役　市橋　康男

第34期決算公告

令和８年11月９日
静岡県浜松市中央区参野町64番地
株式会社ヤノ
代表取締役　矢野　善章

貸借対照表の要旨（令和８年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	34,615
	固定資産	33,548
	合計	68,163
負純資産の債及び部	流動負債	71
	固定負債	700
	株主資本	67,392
	資本金	10,000
	利益剰余金	57,392
	利益準備金	1,710
	その他利益剰余金	55,682
	（うち当期純利益）	(664)
	合計	68,163

第58期決算公告

令和８年11月９日
静岡県浜松市中央区都盛町166番地
矢野散水株式会社
代表取締役　矢野　順平

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	192,614
	固定資産	379,084
	合計	571,698
負純資産の債及び部	流動負債	30,310
	固定負債	93,366
	株主資本	448,021
	資本金	10,000
	利益剰余金	438,021
	利益準備金	17,000
	その他利益剰余金	421,021
	（うち当期純損失）	(△46,533)
	合計	571,698

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月九日
静岡県浜松市中央区都盛町一六六番地
（甲）矢野散水株式会社
代表取締役　矢野　順平
静岡県浜松市中央区参野町六四番地
（乙）株式会社ヤノ
代表取締役　矢野　善章

第15期決算公告

令和８年11月９日
東京都渋谷区渋谷四丁目２番８号ホーマット・グリーンヒルズ120
株式会社ユニパック
代表取締役　西谷　達夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,020
	固定資産	38,862
	資産合計	41,882
負純資産の債及び部	流動負債	8,286
	固定負債	46,040
	負債合計	54,326
	株主資本	△12,444
	資本金	10,000
	利益剰余金	△22,444
	その他利益剰余金	△22,444
	（うち当期純損失）	(1,045)
	純資産合計	△12,444
	負債・純資産合計	41,882

第50期決算公告

令和８年11月９日
東京都港区南青山六丁目12番10号ユニティ
株式会社ユニオンエアーサービス
代表取締役　西谷　達夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	325,515
	固定資産	131,053
	資産合計	456,568
負純資産の債及び部	流動負債	380,507
	固定負債	37,330
	負債合計	417,837
	株主資本	38,731
	資本金	85,000
	利益剰余金	△46,269
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△46,469
	（うち当期純利益）	(658)
	純資産合計	38,731
	負債・純資産合計	456,568

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和九年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和九年一月十日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月九日
東京都港区南青山六丁目一二番一〇号ユニティ
（甲）株式会社ユニオンエアーサービス
代表取締役　西谷　達夫
東京都渋谷区渋谷四丁目二番八号ホーマット・グリーンヒルズ一二〇
（乙）株式会社ユニパック
代表取締役　西谷　達夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月九日

東京都北区田端新町三丁目三七番三号

（甲）株式会社Ｇ＆Ｐ

代表取締役　小川　廣海

東京都北区田端新町三丁目三七番三号

（乙）ＲＯＤＡＸ株式会社

代表取締役　小川　良平

第４期決算公告

令和８年11月９日

東京都北区田端新町三丁目37番３号

ＲＯＤＡＸ株式会社

代表取締役　小川　良平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,373
	固定資産	27
	資産合計	1,400
負純資産及び部	流動負債	1,161
	固定負債	44
	株主資本	195
	資本金	100
	利益剰余金	95
	その他利益剰余金	95
	（うち当期純利益）	(51)
	負債・純資産合計	1,400

第11期決算公告

令和８年11月９日

東京都北区田端新町三丁目37番３号

株式会社Ｇ＆Ｐ

代表取締役　小川　廣海

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,625
	固定資産	208
	資産合計	1,833
負純資産及び部	流動負債	529
	固定負債	4
	株主資本	1,300
	資本金	100
	利益剰余金	1,350
	その他利益剰余金	1,350
	（うち当期純利益）	(179)
	自己株式	△150
	負債・純資産合計	1,833

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月九日

東京都足立区加賀二丁目二九番三号

（甲）株式会社エドガワ

代表取締役　伊藤　嘉隆

東京都足立区加賀二丁目二九番三号

（乙）株式会社江戸川商会

代表取締役　伊藤　嘉隆

決算公告

令和８年11月９日

東京都足立区加賀二丁目29番３号

株式会社江戸川商会

代表取締役　伊藤　嘉隆

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,977
	固定資産	162,202
	合計	178,179
負純資産及び部	流動負債	43,994
	固定負債	142,567
	株主資本	△8,382
	資本金	10,000
	利益剰余金	△18,382
	その他利益剰余金	△18,382
	（うち当期純損失）	(468)
	合計	178,179

決算公告

令和８年11月９日

東京都足立区加賀二丁目29番３号

株式会社エドガワ

代表取締役　伊藤　嘉隆

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	108,819
	固定資産	16,247
	合計	125,066
負純資産及び部	流動負債	66,622
	固定負債	32,744
	株主資本	25,700
	資本金	100
	利益剰余金	25,600
	その他利益剰余金	25,600
	（うち当期純利益）	(28,735)
	合計	125,066

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月九日

東京都中央区入船三丁目一番一三号ＣＥＮＴＥＲ・ＶＩＬＬＡＧＥ築地四Ｆ

（甲）株式会社ＳＰＡＲＫ

代表取締役　澤田　茂

東京都中央区入船三―一―一三ＣＥＮＴＥＲ・ＶＩＬＬＡＧＥ築地四Ｆ

（乙）株式会社エス

代表取締役　佐藤　聡

第３期決算公告

令和８年11月９日

東京都中央区入船３―１―13

ＣＥＮＴＥＲ・ＶＩＬＬＡＧＥ築地４Ｆ

株式会社エス

代表取締役　佐藤　聡

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,879
	合計	30,879
負純資産及び部	流動負債	3,395
	株主資本	27,484
	資本金	500
	利益剰余金	26,984
	その他利益剰余金	26,984
	（うち当期純利益）	(9,931)
	合計	30,879

第14期決算公告

令和８年11月９日

東京都中央区入船三丁目１番13号

ＣＥＮＴＥＲ・ＶＩＬＬＡＧＥ築地４Ｆ

株式会社ＳＰＡＲＫ

代表取締役　澤田　茂

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,424
	固定資産	7,119
	合計	57,544
負純資産及び部	流動負債	18,525
	固定負債	12,247
	株主資本	26,772
	資本金	9,500
	利益剰余金	17,272
	その他利益剰余金	17,272
	（うち当期純利益）	(7,138)
	合計	57,544

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月九日

大阪市天王寺区城南寺町三番三一号

（甲）大文字美術印刷株式会社

代表取締役　大文字明浩

大阪市天王寺区城南寺町三番三一号

（乙）株式会社大文字

代表取締役　大文字明浩

第66期決算公告

令和８年11月９日

大阪市天王寺区城南寺町３番31号

株式会社大文字

代表取締役　大文字明浩

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,577
	固定資産	8,552
	合計	38,130
負純資産及び部	流動負債	184
	株主資本	37,945
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,945
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	27,445
	（うち当期純利益）	(18,992)
	合計	38,130

第17期決算公告

令和８年11月９日

大阪市天王寺区城南寺町３番31号

大文字美術印刷株式会社

代表取締役　大文字明浩

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,852
	固定資産	5,420
	合計	7,273
負純資産及び部	流動負債	25,506
	固定負債	4,064
	株主資本	△ 22,297
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 27,297
	その他利益剰余金	△ 27,297
	（うち当期純損失）	(2,419)
	合計	7,273

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月九日

千葉県八街市四木八〇〇番地一

株式会社鯉登運輸総業

代表取締役　鯉渕　敏行

第27期決算公告

令和８年11月９日

千葉県八街市四木800番地１

株式会社鯉登運輸総業

代表取締役　鯉渕　敏行

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	422,335
	固定資産	505,369
	合計	927,704
負債及び純資産の部	流動負債	208,661
	固定負債	636,384
	株主資本	82,658
	資本金	11,000
	利益剰余金	71,658
	その他利益剰余金	71,658
	（うち当期純利益）	(1,245)
	合計	927,704

第32期決算公告　令和８年11月９日

札幌市中央区南１条西４丁目16番地

株式会社日本旅行北海道

代表取締役　清水　伸一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,270,909
	固定資産	104,497
	合計	1,375,407
負債及び純資産の部	流動負債	633,786
	固定負債	11,365
	退職給付引当金	10,665
	その他	700
	株主資本	730,254
	資本金	50,000
	利益剰余金	680,254
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	667,754
	合計	1,375,407

㈱　当期純利益　17,172千円

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月九日

北九州市小倉北区魚町二丁目二番二二号二Ｆ

株式会社トライアングル

代表取締役　野﨑　龍之

第40期決算公告

令和８年11月９日

北九州市小倉北区魚町二丁目２番22号２Ｆ

株式会社トライアングル

代表取締役　野﨑　龍之

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	149,346
	固定資産	134,995
	合計	284,342
負債及び純資産の部	流動負債	59,731
	固定負債	12,472
	株主資本	212,139
	資本金	30,000
	利益剰余金	182,139
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	181,639
	（うち当期純損失）	(13,308)
	合計	284,342

第14期決算公告　令和８年11月９日

札幌市中央区南１条西４丁目16番地

北海道オプショナルツアーズ株式会社

代表取締役　清水　伸一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,571
	固定資産	2,238
	合計	42,810
負債及び純資産の部	流動負債	2,692
	株主資本	40,117
	資本金	22,000
	利益剰余金	18,117
	その他利益剰余金	18,117
	合計	42,810

㈱　当期純利益　3,812千円

合併公告

左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました（第一合併）。

また、第一合併の効力発生を停止条件として、左記会社のうち甲及び丙は合併して、丙は甲の権利義務全部を承継して存続し、甲は解散することにいたしました（第二合併）。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりで、丙に確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月九日

東京都港区三田一丁目一番一五号三田ソネットビル三Ｆ

（甲）キャピタルシップ株式会社

代表取締役　岩﨑　学

東京都港区三田一丁目一番一五号三田ソネットビル三Ｆ

（乙）ジェイピーフィナンシャルテクノロジーズ株式会社

代表取締役　岩﨑　学

東京都千代田区内幸町一丁目三番三号内幸町ダイビル

（丙）シーエス株式会社

代表取締役　加藤　拓

第14期決算公告

2026年９月４日

東京都中央区日本橋本町二丁目４番７号

遠五ビル

自然エンジニアリング株式会社

代表取締役　長谷川雅也

貸借対照表の要旨

（2026年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,183
	固定資産	523
	資産合計	5,707
負債及び純資産の部	流動負債	2,324
	賞与引当金	81
	完成工事補償引当金	284
	固定負債	30
	長期機器購入引当金	13
	負債合計	2,355
	株主資本	3,352
	資本金	102
	利益剰余金	3,250
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	3,225
	（うち当期純利益）	(60)
	評価・換算差額等	△0
	繰延ヘッジ損益	△0
	純資産合計	3,352
	負債・純資産合計	5,707

第２期決算公告

令和８年11月９日

東京都港区三田一丁目１番15号三田ソネットビル３Ｆ

ジェイピーフィナンシャルテクノロジーズ株式会社

代表取締役　岩﨑　学

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	116,209
	合計	116,209
負債及び純資産の部	流動負債	556
	株主資本	115,653
	資本金	100,000
	利益剰余金	15,653
	その他利益剰余金	15,653
	（うち当期純利益）	(4,600)
	合計	116,209

第３期決算公告

令和８年11月９日

東京都港区三田一丁目１番15号三田ソネットビル３Ｆ

キャピタルシップ株式会社

代表取締役　岩﨑　学

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	148,462
	固定資産	112,424
	合計	260,886
負債及び純資産の部	流動負債	23,205
	株主資本	237,681
	資本金	1,000
	資本剰余金	9,000
	その他資本剰余金	9,000
	利益剰余金	227,681
	その他利益剰余金	227,681
	（うち当期純利益）	(94,136)
	合計	260,886

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

また、この合併に伴い、甲はその商号を三菱鉛筆東日本マーケティング株式会社に変更します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十一月九日

東京都品川区東大井五丁目二二番五号
（甲）三菱鉛筆東京販売株式会社
代表取締役　市川　賢之

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目五五番地二
（乙）三菱鉛筆埼玉県販売株式会社
代表取締役　数原　徹郎

仙台市若林区六丁の目西町七番一二―一号
（丙）三菱鉛筆東北販売株式会社
代表取締役　畑山　雄一

札幌市中央区北一条西二丁目一番地
（丁）三菱鉛筆北海道販売株式会社
代表取締役　鈴木　孝雄

決　算　公　告

令和８年11月９日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目55番地２

三菱鉛筆埼玉県販売株式会社

代表取締役　数原　徹郎

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,023,954
	固定資産	138,050
	資産合計	**1,162,005**
負債及び純資産の部	流動負債	334,312
	（賞与引当金）	(2,200)
	固定負債	17,140
	（役員退職引当金）	(12,300)
	株主資本	810,158
	資本金	10,000
	利益剰余金	800,158
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	797,658
	（うち当期純利益）	(93,996)
	評価差額	394
	有価証券評価差額金	394
	負債・純資産合計	**1,162,005**

決　算　公　告

令和８年11月９日

東京都品川区東大井五丁目22番５号

三菱鉛筆東京販売株式会社

代表取締役　市川　賢之

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,361,708
	固定資産	2,497,100
	資産合計	**6,858,808**
負債及び純資産の部	流動負債	2,047,936
	（賞与引当金）	(14,000)
	固定負債	798,804
	（退職給付引当金）	(85,959)
	（役員退職引当金）	(15,360)
	株主資本	2,598,995
	資本金	18,000
	利益剰余金	2,598,888
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	2,594,388
	（うち当期純利益）	(677,206)
	自己株式	△17,893
	評価・換算差額等	1,413,072
	有価証券評価差額金	1,413,072
	負債・純資産合計	**6,858,808**

決算公告

令和８年11月９日

札幌市中央区北一条西二丁目１番地

三菱鉛筆北海道販売株式会社

代表取締役　鈴木　孝雄

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	522,538
	固定資産	19,851
	資産合計	**542,389**
負債及び純資産の部	流動負債	108,029
	固定負債	9,359
	（退職給付引当金）	(9,359)
	株主資本	425,000
	資本金	10,000
	利益剰余金	415,000
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	412,500
	（うち当期純利益）	(44,518)
	負債・純資産合計	**542,389**

決算公告

令和８年11月９日

仙台市若林区六丁の目西町７番12―１号

三菱鉛筆東北販売株式会社

代表取締役　畑山　雄一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	527,863
	固定資産	19,907
	資産合計	**547,771**
負債及び純資産の部	流動負債	154,782
	（賞与引当金）	(1,500)
	固定負債	13,379
	（退職給付引当金）	(11,754)
	（役員退職引当金）	(1,225)
	株主資本	379,609
	資本金	10,000
	利益剰余金	369,609
	その他利益剰余金	369,609
	（うち当期純利益）	(40,366)
	負債・純資産合計	**547,771**

第６期決算公告

令和８年11月９日

東京都港区虎ノ門三丁目８番21号

株式会社メディカルトリビューン

代表取締役　堀川　　修

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	647,306
	固定資産	251,585
	資産合計	**898,892**
負債及び純資産の部	流動負債	1,101,158
	ポイント引当金	28,379
	固定負債	59,822
	負債合計	**1,160,981**
	株主資本	△265,419
	資本金	10,000
	資本剰余金	402,000
	資本準備金	16,000
	その他資本剰余金	386,000
	利益剰余金	△677,419
	その他利益剰余金	△677,419
	（うち当期純損失）	(46,612)
	評価・換算差額等	3,330
	その他有価証券評価差額金	3,330
	純資産合計	**△262,089**
	負債・純資産合計	**898,892**

組合員資格届出に関する公告

当組合の組合員名簿の調整のため、下記により届け出られたく公告する。

令和８年11月９日

京都府船井郡京丹波町市森古市14
市森生産森林組合
組合長理事　杉本　　貢

1　届け出るべき者

(1)　現に当組合の組合員である者

(2)　当組合の組合員名簿に登載されている者で、既に死亡したものについては、その相続人

(3)　当組合の組合員名簿に登載されている者で、既に出資持分の全部を他に譲渡したことにより組合員でなくなった者

2　届け出るべき事項

(1)　当組合の組合員名簿に登載されている事項の内容に変更のない場合は、その旨

(2)　当組合の組合員名簿に登載されている事項の内容に変更のある場合は、変更の内容及び変更の事由

(3)　当組合の組合員名簿に登載されている者で、既に組合員でなくなった場合は、その旨及びその事由

3　届出に要する書面（組合事務所に常備）
既定第１号様式から第４号様式までのいずれかによる。

4　届出先
当組合あてに郵送又は直接届け出るものとする。

5　届出期間
令和８年11月９日より令和８年12月９日までとする。

6　届出のない場合の措置
期限までに届出のない場合は、原則として、当組合の組合員でなくなったものとして、当組合の定款の定めるところにより、脱退の処理をするものとする。